

平成29年第2回幸田町議会定例会会議録（第3号）

議事日程

平成29年6月12日（月曜日）午前9時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 第32号議案 幸田町国民健康保険税条例の一部改正について
第33号議案 工事の請負契約について（幸田町民会館舞台照明改修工事）
第34号議案 工事の請負契約について（幸田町民会館舞台音響改修工事）
第35号議案 財産の取得について（災害対応特殊救急自動車）
第36号議案 平成29年度幸田町一般会計補正予算（第1号）

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

- | | | |
|------------|-----------|-----------|
| 1番 足立初雄君 | 2番 伊與田伸吾君 | 3番 稲吉照夫君 |
| 4番 鈴木重一君 | 5番 水野千代子君 | 6番 志賀恒男君 |
| 7番 鈴木雅史君 | 8番 中根久治君 | 9番 浅井武光君 |
| 10番 大嶽弘君 | 11番 池田久男君 | 12番 笹野康男君 |
| 13番 丸山千代子君 | 14番 伊藤宗次君 | 15番 酒向弘康君 |
| 16番 杉浦あきら君 | | |

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

- | | | | |
|-----------------|--------|--------------------------|-------|
| 町長 | 大須賀一誠君 | 副町長 | 成瀬敦君 |
| 教育長 | 小野伸之君 | 企画部長 | 近藤学君 |
| 総務部長 | 山本富雄君 | 住民こども部長 | 都築幹浩君 |
| 健康福祉部長 | 藪田芳秀君 | 環境経済部長 | 鳥居栄一君 |
| 建設部長 | 羽根淵闘志君 | 教育部長 | 志賀光浩君 |
| 消防長 | 吉本智明君 | 企業立地監
兼企業立地課長 | 牧野宏幸君 |
| 建設部次長 | 尾関義彰君 | 教育部次長 | 志賀光浩君 |
| 消防次長
兼予防防災課長 | 金澤惣一郎君 | 学校教育課長
会計管理者兼
出納室長 | 林敏幸君 |

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

- 事務局長 牧野洋司君

○議長（杉浦あきら君） 皆さん、おはようございます。

早朝より御審議御苦労さまです。

ただいまの出席議員は、16名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

開会 午前 9時00分

○議長（杉浦あきら君） ここで、総務部長からの発言の申し出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

質疑事前要求資料につきまして、お手元に本日配付させていただきましたので、よろしくお願いを申し上げます。

また、5月30日に追加にて提出させていただきました要求資料の8ページ、第33号議案の関係資料の幸田町民会館舞台照明改修工事、監視カメラ設備設置工、地下1階平面図において記載の誤りがありました。

内容精査が至らなかったことにつきましておわび申し上げ、正誤表のとおり訂正をお願い申し上げたいと思います。大変申し分けありませんでした。

以上であります。

○議長（杉浦あきら君） 本日、説明のため出席を求めたものは、理事者16名であります。議事日程はお手元に配付のとおりでありますから御了承願います。

○議長（杉浦あきら君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第127条の規定により、本日の会議録署名議員を、5番、水野千代子君、6番、志賀恒男君の両名を指名します。

日程第2、第32号議案から、第36号議案までの5件を一括議題とします。

説明は終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑の方法は、議案番号順に従い通告順とします。発言は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いません。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間制限に鑑み簡明なる回答をお願いいたします。

初めに、第32号議案の質疑を行います。

13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今回の国民健康保険税条例の一部改正で軽減措置が法改正によって拡大をされたものでありますけれども、今回の改正につきましては、平成29年度以降の年度分について適用するというものでありますけれども、これは、平成30年度からは、国保の広域化ということで県単位に移行するわけでありますけれども、その点についてもお聞きをするわけでありますけれども、今回の改正によって、対象者の数と、また、影響額についてお聞きをいたします。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 今、議員のほうから、今回の条例改正におきましての保険料軽減に対する影響額ということで、御質問をいただいたところでございます。

現在の試算を行ったところによりますと、まず、5割軽減の方が新たに12件で、5万1千9百750円、それから、2割軽減に新たになられる方が6件で、5万5千400円、合計で18世帯の60万5千170円が営業額であるというふうに算定をしているところでもあります。

また、平成30年度からの軽減に対する考え方でございますが、基本的には、それぞれの市町の条例で決定して運用をしているものでございますので、この制度について変わっていくということではないというふうに考えているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 18件で60万5千170円の軽減額になるということですが、今回、このように国が法定減免について所得による軽減の対象拡大を図ったということは、やはり、この低所得者層ほど所得に占める保険税の割合が高いということで、軽減措置の対象の拡大を図ったわけであるというふうに思うわけであります。

そうした点で、来年度以降、これが、平成30年度からの適用になるわけですが、さらに今回、県の試算が3月に示されているわけですが、幸田町の国保税、これが、54市町のうち17市町が軽減といいますか、引き上げ、軽減額が示されているわけであります。

そうしますと、例えば、県の試算によると、今まで幸田町の国保税が高かったという、このあらわれになるのか、それについてもお聞きをしたいというふうに思います。

それと、こうした国保税が、来年度以降の国保の広域化で幸田町の国保税、これがどう変わっていくのかということで、担当としてはどのように見込みをたてられているのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 今、議員のほうから、次年度からの幸田町の保険税の額とか考え方についての御質問をいただいたところでございます。

まず、確かに、県のほうが、現在、試算というような形で関係のところ示しております内容につきましては、幸田町におきまして額的に、必ずしも15年度に対します増減額でいいますと減額という形の資料のほうは出ているというところではございます。

確かにこれにつきましては、県の基準に対しまして、幸田町の国保会計全体におきまして税額が比較的たくさんいただいておりますというような考え方になるというふうに思っております。

これは、単に率という部分もございまして、国保の方の所得に応じましていただいた方の量といいますか、それだけ所得のたくさんある方がたくさんみえるという形の中から、税収が上がってきているというような考え方の中で、県としての平均をとったところ、幸田町の税額については、たくさん入っているという考え方になっているというふうに考えているところでございます。

それで、今後、この試算がどんどん進んでいくわけですので、そういった中の状況におきまして、当然、いろいろさまざまな係数等もまた変わってきたりするところもありますので、そういった状況も踏まえながら、次年度の国保税の額について県からの情報も踏まえながら検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 国は、市町村の国保税が高いということで、この国保税の軽減ということで年間1,700億円を全国の市町村国保ということで軽減措置という対象でそれぞれ補助といいますか、支援金を配分をしたわけでありますが、その支援金が幸田町の方では年間5,200万円ということで、保健基盤の安定に幸田町は使って保険税の引き下げには至らなかったわけでございます。

そうした点で、それはなぜかといいますと、その当時は、県単位になると国保税がさらに引き上がる、それを見込んでならしていくのだというようなことで、保健基盤の安定ということで、国保会計における安定的な運営ができるように、そのように取り組んで、それぞれの加入者の保険税の引き下げには至らなかった経過があるわけですが、しかしながら、今回の広域化に当たって、県の試算を見るならば、今、部長が答弁されたように、幸田町の国保が高かった、それは、所得の高い人が多いということ言われたわけでありますが、しかしながら、限度額も幸田町は他市町に先がけて、国の限度額いっぱい引き上げも図ってきたということからするならば、やはり、これは、幸田町国保が高かったあらわれではなかろうかというふうに思うわけでありますが、あと1年後には、県単化になるわけでありますが、そうした点を踏まえて、幸田町国保が高いという、こういう試算結果も出ているわけでありますので。今回、法定の減免の対象拡大を図る、それと合わせて、やはり、幸田町の国保税の引き下げ、こういうものも考えていくべきではないかというふうに思うのですが、その点については、担当としては、どのようにこの1年間の運営をしていく、その考えなのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 次年度の保険税の算定に当たりましてというところで、当然、国、県のほうからさまざまな係数等も示される中で、これは、検討していくものであるというふうに思っております。

現在の試算の中においての数値ですけれども、当然、国保税にかかわる部分もあるわけですが、現在、町が一般会計から繰り入れ等もしております。そういったものも含めましての国保税、国保税度、運営にかかわります費用の今、比較の額が出ているというふうに考えておりますので、やはり、そういった中におきまして、税の多少という問題も当然あるわけではございますので、現状、確かに県の中では平均より高い水準ではあるというふうに考えているところではございますけれども、引き下げについての検討という部分もありますけれども、そういったところも念頭に置きながら、使っていくやすい国保制度になるように、これは検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今回の低所得者層における軽減措置の対象拡大ということで、拡大が図られてきているわけでありますが、しかしながら、全体の加入者からすれば、やはり、国保加入者におきましては、その対象者が自営業者や農業の方、あるいは、退職者など、低所得者層の占める割合が多い、こういう中で、また、運営をされているわけでありますので、当然ながら、協会健保などのように会社側の負担というものが無いわ

けでありますので、それは、やはり、運営をする幸田町の一般会計からの繰り入れをもって軽減措置を図っていく、こういうのは当たり前であるわけであります。

そうした点で、県単位化に当たっても、やはり、保険税の大幅引き上げにならないように、その点についても一般会計からの繰り入れを図りながら、幸田町の納付金、これをおさえていく、この取り組みについてお答えいただきたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 今、議員から国保税の平成30年度に向けての考え方について御提言をいただいたところであるというふうに思います。

当然、やはり、国保制度の対象者におかれましては、低所得者の方ですとか、あるいは、収入が不安定な方とか、確かに、そういった軽減措置を必要とされる方がおみえになるということは、これまでの制度改革の中でも明らかになってきているところであるというふうに思っておりますので、この制度が大きく変わる時期でもありますので、県に対する納付金の率とか、そういったものについての内容もよく踏まえながら、そして、国保制度のこういった趣旨も踏まえながら、そこら辺は十分考えていかなければならないことであるというふうに考えているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山千代子の質疑は終わりました。

以上で、第32号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第33号議案の質疑を行います。

6番、志賀恒男君の質疑を許します。

6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 町民会館の舞台照明改修の仕様、価格について質問をしてみたいです。

まず、最初に今回更新をいたします機器については、議案関係資料に更新機器一覧が記載をされておりますが、性能に関して、性能が向上している機器があるのかどうか、例えば、照度がアップしたとか、消費電力が低減したとかについて説明をいただきたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 照明に関するお尋ねでございます。

本施設につきましては、竣工後20年が経過し、経年劣化によりまして照明が点灯しないと、舞台運営に支障を来すことが懸念さえるため、安全で確実な舞台運営を行うため、舞台設備等の改修工事を今回行うというものでございます。

お尋ねの個々の機器の性能自体を向上をさせるというよりも、心配されている各種不具合を解消すべく現機器等を更新することにより、それぞれの機器が、本来備えている個々の性能やその確実性を回復させることにより、照明設備全体として現状以上の安全性、確実性を確保するというものでございます。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 現状維持の性能であるということが確認をできました。照明装置の光源としましては、一般的には、発熱電球、ハロゲン電球、LEDの3種類が現時点ではあるようであります。今回の更新では、この照明装置の光源としては、どのタイプか

らどのタイプに変更したというようなことがあるのでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 舞台照明のうち、一部、ボーダーライトと申しまして、ステージ上でステージ全体を均一の明るさで照らすというボーダーライトのみ、もともと白熱電球だったものをハロゲン電球に変更いたします。

その他の舞台に係る照明につきましては、従前のハロゲン電球をそのまま引き継ぐという予定であります。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） ハロゲン電球になりますということの回答をいただきました。

舞台照明にもLED化の波が押し寄せております。製品ラインナップもLED化の照明装置が世の中に出始めておるようであります。LED化によって電力の基本料金の低減、消費電力の低減、長寿命化による修理、交換費用の低減など、よいことづくめであります。

LED化の検討は、なされたのかどうかについてお聞きをいたします。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） LED化への検討はというお尋ねでございますが、この点、最も心を砕いた部分ですけれども、町民会館の管理運営をおまかせをしております指定管理者であります文化振興協会と今回の更新を導入すべき舞台用の照明について協議をさせていただきました。その中で、電球、演出に一番大切な部分でございますけれども、その色味の点や舞台演出上の点で、LEDではなく、ハロゲンの電球を強く要望されたという経緯がございます。

すでに、他の市町におきまして、LEDを導入したところに聞き取り等をさせていただいております。その中で、照明がLEDの直線的で強く舞台へ求められている淡い色味が出ないですとか、暗転する際に瞬間的にスパッと消えてしまうということで、段階的に照明が落とせない等、不都合があるため、当初、LEDの導入を検討していたが、結局、ハロゲンのままにしたというようなところがあったり、今回、一部で行いますけれども、もともと白熱球だったものをハロゲンにしたということがほとんどであるということがわかりました。

また、昨年度、大改修、工事を経て、リニューアルオープンをいたしました岡崎市民会館や、大府市勤労文化会館等でも演出上、直接のかかわりのない客席を照らす照明につきましては、LED化をしたようでございますけれども、舞台照明としては、LED化をやっぱりその色味や演出の面で問題があるという判断をされて、採用はしなかったというふうに伺っております。

今回、実際に舞台等、演出をする現場の声を第一に考えまして、メーカーや利用者の声、他市町の改修状況等を総合的に勘案をいたしまして、結果的には、ハロゲン電球の継続を決定したものでございます。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 一応、LED化の検討はされたということであります。

それでは、次の質問です。

町民会館の舞台照明の改修に当たりまして、例えば、電気配線とか、そういった更新をせずに継続使用をするものがあるのかどうかについて、説明がいただきたいと思いません。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 今回、まだ使用可能であると判断をしたり、タイミング的に更新を見送ったという機器等につきましては、移動用舞台照明器具としてスポットライト 80 台を初め、効果用照明器具としての雨を降らす演出をするようなシーンですとか、スモークマシン、ドライアイスマシン等は、今回の更新の対象にはなっておりません。これらの機器も、今回は、更新を見送るわけでございますけれども、相当年数が使用しておるということでございますので、計画的に予算を見ながら更新をしていく予定でございます。

○議長（杉浦あきら君） 6 番、志賀君。

○6 番（志賀恒男君） 電気配線については、どうだったかというのについては、いかがでしょうか、お答えをお願いします。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 申しわけございません。配線につきましては、今回、大規模な改修をさせていただく一つの要因といたしまして、さくらホール、つばきホールとも配線自体も 20 年を経過し、老朽化にともない発火等の心配もあるというような点検の結果も出ているものですから、配線については、今回、更新をするという予定でございます。

○議長（杉浦あきら君） 6 番、志賀君。

○6 番（志賀恒男君） 更新の全貌が、大体はわかったかなという感じはいたしました。今回の予定価格は、3 億 2,487 万 2,640 円であります。幸田町契約規則によりまして、第 13 条に予定価格の事前公表は、町長が必要と認める競争入札において行うものとするというふうに書かれております。

今回の予定価格は、公表されたのかどうかについて、お聞きをいたします。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 今、御質問の本町の入札における予定価格の公表の運用については、幸田町競争入札の公開及び公表に関する事務取扱要領第 3 条によりまして、指名競争入札の工事においては、予定価格を事前公表することと規定をされており、本件工事において予定価格は事前公表をしております。

○議長（杉浦あきら君） 6 番、志賀君。

○6 番（志賀恒男君） 予定価格は、事前公表をしましたという回答でございました。

そうしますと、今回の契約金額は、2 億 1,658 万 1,760 円であります。幸田町契約規則では、第 14 条で、最低制限価格を設ける場合には、予定価格の 5 分の 4 から 3 分の 2 までの範囲において定めなければならないというふうに規定をされております。

今回、最低制限価格は幾らに設定をされたのか、回答を願います。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 最低制限価格でございます。本件工事においては、最低制限価

格の設定はございました。

最低制限価格につきましては、事前、事後とも非公表ということにしておるため、具体的な金額を述べることはできませんが、幸田町契約規則第14条の規定によりまして、予定価格の5分の4から3分の2までの範囲内において、設定するということになっておりますので、その間において設定をしたというものでございます。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 最低制限価格は、公表しないという答弁でございました。

それでは、予定価格が、今回、最低制限価格、計算しますと、3分の2、2億1,658万1,760円、どんぴしゃりになります。この予定価格が、最低制限価格と一致したことに対しては、理由はどのように説明されるのか、お答えいただきたいと思いません。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 議員が言われますように、3分の2ぴったりの数字だったということでございますが、最低制限価格につきましては、先ほど申し上げたとおり非公表のため、明言することはできませんが、本件入札では、最低制限価格の設定の下限である予定価格の3分の2となったというものでございます。

この一致した理由につきましては、契約規則にて設定の下限が3分の2というふうに規定をされているということで、業者の判断で予定応札額を決定されたものだというふうに解釈をしております。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 公表された予定価格に対して、最低制限価格で落札された。いいほうに解釈をすれば、安い契約価格になったという言い方ができるかもしれません。

その一方で、幸田町契約規則では、予定価格は、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量、履行期限の長短を考慮して適正に定めなければならないと定められております。

私は、予定価格の見積もりが見誤って、予定価格を高く設定し過ぎたのではないかというふうに思うこともできるわけであります。どのように考えているのか、お聞きをいたします。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 予定価格の見積もりについていかなるものであったかというお尋ねでございますが、まず、設計金額を算出するための単価につきましては、まずは、電気設備工事積算実務マニュアルを、その次に、建設物価を採用をしております。それから単価表に記載がない場合につきましては、三者による見積もりを実施し、それにメーカーヒアリング等により、実勢価格を反映した価格を最終的に採用して積算をしております。

また、歩掛りににつきましては、公共建築工事の積算基準を採用をしております。

そうした単価等を積み上げることによりまして、算出をいたしました設計金額でありますので、それは、適正なものであり、その設計金額を参考に決定された予定価格についても適正であるというふうに言えるかと思えます。

本件の入札結果については、適正な予定価格の制限の範囲内の価格で、幸田町契約規則第14条の規定により、決定された最低制限価格以上の価格をもって入札をした業者が6社おります。本入札会は、適正であり問題はなかったというふうに考えております。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 適正価格であったという答弁でありました。

平成28年5月17日に、総務教育委員協議会が開催をされました。その中で、ハッピネス・ヒル・幸田中長期整備計画について説明がなされました。

この中で、計画の内容は、それぞれの分野の専門家が3施設の建築・電気設備・機械設備についての現場の目、目視、現場の目視及び動作確認により、経年劣化及び異常や不具合の有無を確認し、調査項目ごとに修繕、更新時期及びその費用について、中長期的に修繕及び改修にどれくらいの費用、経費がかかるかをまとめたというふうに書かれております。

また、昨年11月8日に行われました総務教育委員会の管内視察の資料では、舞台照明装置改修については、見積金額が3億2,615万4,000円というふうに書かれておりました。

見積金額の中身を町当局の目で、あるいは、町当局の能力できちんと精査したのかどうかについてお答えいただきたいと思っております。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 実施設計で積算をされた金額をもとに、機器等にも詳しく価格面でも知識を有する方、また、実際に舞台を管理運営する方、近隣市町の同業者への声等を参考に、最後は町内部での予算の調整をしたりして、非力ではございますが、町のレベルでできる限りの精査をした上で、設計金額を積算したというふうに考えております。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 町のレベルの範囲で精いっぱい努力して精査をいたしましたということでありました。私は、そもそも予定価格が取引の実例価格から乖離していったというふうに考えるのが、素直な普通の考えではないかというふうに思います。

照明装置は、照明器具本体と照明器具の光源、今回の場合ですと、ハロゲン電球に当たりますが、それと調光盤、制御盤であります。調光盤、制御盤は補給部品の関係もありますので、更新の必要性は当然出てくると思います。

その一方で、照明器具の光源でありますハロゲン電球につきましては、寿命があります。

光源でありますハロゲン電球のみを定期的に交換し、照明器具本体は、交換する必要がないのではないかとこのふうにも考えます。根本的に、この入札は見直すべきではないかという質問をされたら、どのようにお答えなるのかをお聞きいたします。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 電球の球だけ変えて、本体は変えなくてもいいじゃないかというお尋ねでございますが、冒頭でも述べさせていただきましたけれども、全ての機器が20年以上を経過し、照明器具本体自体もそれも含めて、各機器とも現に不具合等が出

ているという状況と判断をしております。

安心で確実な舞台運営のためには、球かえだけでは心もとないというのが正直なところでございます。

また、予定価格につきましても、先に述べました積算により求めたものであり適正であると考えております。舞台ごとに安心をして使える機器を優先して使用したり、故障した際には修繕したり等、何とか今までやりくりをしているのが現状でございます。

また、交換部品の供給がままならないものも出てきておりますので、この機に大規模な機器の更新を行い、今後の運営等で安全に確実に安心して使える環境を整えていくことが町の責務と考えております。

そういう意味で、本入札が必要、また、適正に執行されており、本計画案につきましても、御承認を賜りたいと考えております。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 安全確実に優先しましたという答弁でありました。

今回の予定価格の中に、監視カメラ設備一式が含まれております。本来舞台照明設備と監視カメラ設備は、技術領域が異なるというふうに私は思います。

本来ならば入札を別々に行うべきではなかったのかというふうに思えてなりません。

なぜ、舞台照明設備と監視カメラを、同じ一つの入札にしたのか、理由をお聞きをいたします。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 監視カメラは、別発注でいいのではなかったかという御指摘でございます。

監視カメラ設備工事の工種につきましては、外部へ配線したり、外部の通信網を使用する場合の電気通信工事という位置づけをする場合と、施設内に配線する場合の電気工事とする2つの種類がございます。

その点については、発注する自治体の考え方によって、どちらの工種をして発注するかがわかれるところでございます。

そんな中で、今回につきましては、電気工事、今回でいう照明の工事と電気通信工事、後ほど、34号議案でかかわります音響と分割して発注をしているわけですが、どちらの工種で発注も可能ではございましたけれども、すでに設置をされております機器が照明機器と同じメーカーであったこともあり、工種を電気工事として舞台照明工事に合わせて発注をさせていただいたという状況でございます。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 若干、今の答弁に矛盾があるかなというふうに思いましたけれども、同じメーカーで舞台装置と照明カメラを提供できるということでありましたけれども、監視カメラにつきましては、必ずしも同じメーカー、みな両方の設備提供、装置の提供ができるのかということについては、若干、本当かなという気はいたしました。

委員会付託でございますので、この細かい点については、そちらにお任せをしたいというふうに思います。

町の考えでは、舞台照明システムと監視カメラシステムを同一の業者が修理や点検な

どのメンテナンスを行うということになります。が、工事完了後のアフターサービスとかメンテナンスなどについては、当初、どのように考えていたのか、お考えをお聞きをいたします。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 私の説明不足で申しわけございません。また、詳しくは、委員会で御説明をさせていただくことになるかと思っております。

そして、今後のアフターサービス等に関するお尋ねでございますけれども、町民会館では、年に2回、補修点検業者によります機器の点検を実施しているところでございます。点検結果は、幸田町文化振興協会に報告されまして、その中で、不具合等が指摘されている場合には、指定管理者であります文化振興協会から機器メーカー、また、修繕業者に依頼をし、修繕をしているという状況でございます。

舞台照明改修後の保守点検につきましては、今までどおり、機器メーカーや修繕業者、保守点検が可能な専門業者の見積もりによりまして、業者を選定していくというところでございます。

今後とも適切なメンテナンス、保守点検等に努めてまいりたいと考えております。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀恒男君の質疑は終わりました。

次に、2番、伊與田伸吾君の質疑を許します。

2番、伊與田君。

○2番（伊與田伸吾君） それでは、本契約の関係につきまして、御質問をさせていただきたいと思っております。

町民会館の舞台照明設備の老朽化によります施設の改修ということで、施設の利用者の利用環境の向上を図るものというふうに思っております。改修後の利用増を期待するところでありますが、初めに、議案関係資料の入札執行調書記載にあります辞退、棄権というのが10社中4社ありますが、その辞退、棄権というそういった字句の本来の意味というのは、どういうものなのかを一つ御説明いただきたいと思っております。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 今回の開札結果につきましては、残念ながら辞退や棄権などが発生する結果となってしまいました。

それぞれの意味でございますが、まず、辞退の意味合いにつきましては、入札締め切り日時までに辞退届の到達があったという場合は辞退となります。

指名通知書において、辞退においては手続を明記しており、業者にペナルティーなど不利益な取り扱いを行わないというものでございます。

それに対しまして、棄権というものにつきましては、辞退と異なり、入札締め切り日時までに入札の辞退届の到達もなかった場合であり、それは、紙入札で言えば指名を受けながら入札会場に何の断りもなく休んだというものに相当するというところで、幸田町といたしましては、まことに遺憾なことであるというふうに認識をしております。

ルール上、ペナルティーを課す明確な規定というものはございませんが、こうしたものに対しては、入札後、今後、このようなことがないように指導をするとともに、また、次回は指名から外すなどのペナルティーを課すなど、厳しく対処をしているというこ

ろでございます。

○議長（杉浦あきら君） 2番、伊與田君。

○2番（伊與田伸吾君） 辞退、棄権というふうな制度につきましては、今、お尋ねしてわかりました。

その4社の関係でございますが、それぞれいろんな事情をもってのことかと思いますが、先ほど、今の答弁にもありましたように、辞退の場合についてはペナルティーはないが、棄権については、場合によっては指導、または、ペナルティーもということでございます。

したがって、その4社の業者の内容が、もし、わかっていれば聞かせていただきたいと思えます。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 辞退、棄権の理由でございますが、こちらのほうも電話等で少し聞き取りをした部分でお答えさせていただきますが、まず、辞退に要因につきましては、3社とも実施体制の手配が困難というふうなものでございました。設計書、及び、仕様書等を見て慎重に総合的に判断をして、辞退届を提出させていただいたということでお聞きをしております。

また、1件ありました棄権の要因でございますが、こちらにつきましては、業者のほうの担当者のパソコンの不具合による指名の確認ができなかったということで、指名辞退をしらなかったということで、辞退届すら出していないということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 2番、伊與田君。

○2番（伊與田伸吾君） 棄権につきましては、大変、残念なことで、業者の不注意というか、会社自体の体制の問題なのかなというふうに思えます。

今後、そのようなことができるだけないようなことが必要かなと思えますが、業者につきましても諸事情、確かにあろうかと思えますが、発注する際に、やはり、入手困難だとか、そういう形につきましては、町側の発注者側につきましても、一ついろんな内容については配慮し、指名することが必要なのかなというふうに思いました。

次に、契約工期の関係でございますが、平成30年3月27日までという形でありませぬ。議案関係資料によれば、さくらホール、つばきホールとも平成30年1月9日から3月15日を閉鎖期間としておりまして、本来での作業期間は、約60日程度というふうに考えられます。

これにつきましては、どのような理由で、そのような閉鎖期間を設けられたのか、わかりましたらお答えいただきたいと思えます。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 今回の辞退、それから、棄権と、こういったものがあつたということで、例えば、工事自体が実施ができるかどうか、それに関しては、事前に確認をしているということでございますが、今回の工事を請けるかどうかということは、事前には当然確認はできませんので、そういったレベルでの確認は、今回もさせていただいておつたということでございます。

とはいいいましても、こういった辞退や棄権が多数出るといふのは、望ましくないとい

うことでございますので、今後、十分調査をいたしまして、適正な入札の執行に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（杉浦あきら君） 2番、伊與田君。

○2番（伊與田伸吾君） いろんな事情の中で、確認をしてきたということではあります、私も心配するところは、本当に、この62日間の実質工期、約、それで、本当に設備工事、改修工事、それも音響と照明、別々の業者が一緒に入るということで、ちょっと工期上大丈夫かなという心配はあるわけですが、その辺につきましては、どのようにお考えでしょうか。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 工期に関します、年明けで大丈夫かというようなお尋ねかと思えますけれども、仕様書の中で、今回、指名通知に伴います仕様書の中で、幸田町民会館のホール内における作業期間は、さくらホールについては、平成30年1月9日から3月15日まで、つばきホールについては、1月13日から3月15日までとそのように仕様書の中に明記をしてお伝えがしてございます。

特別の事情がある工事においては、事前に作業期間の短さや、作業に入る時期等、仕様書等に明記して、入札後、トラブルがないように、事前に承知をしていただいた上で、応札していただくようにしております。

結果的に、本件御承認いただいた後、作業にかかるわけでございますけれども、年内に準備工でものを支度をして、年上げ後に、現場でセットをするというような流れになるかと思えます。

○議長（杉浦あきら君） 2番、伊與田君。

○2番（伊與田伸吾君） 次の質問の中で、お尋ねしようと思っておったわけですが、一応、発注に際しては、発注仕様書の中で、ある程度明記されるべきであろうという想定の中で、質問につきましては、書いたわけでございますが、いずれにしても、後の会館利用等を考えた場合に、当然、利用関係の利用者につきましては、相当、半年前だとか、予約関係も入るかと思えますので、その辺につきましては、遅滞のないようお願いをしたいというふうに思っておりますが、いずれにしても舞台照明工事につきましては、契約締結後、ホール閉鎖までにつきましては、相当な期間があるというものではありませんが、落札業者の関係者が密接な協議調整の中で、改修工事を進めていくべきものというふうに思います。

閉鎖期間終了後の町民会館利用を考慮して、工事遅延とならないように、施工管理に努めていただきたいと思います。

質問は終わりたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 安全かつ利用者に迷惑がかからないよう、適切な工事の執行と進行管理に努めてまいりたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 2番、伊與田君の質問は終わりました。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午前 9時51分

再開 午前10時01分

○議長（杉浦あきら君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、1番、足立初雄君の質疑を許します。

1番、足立君。

○1番（足立初雄君） 残りの疑問の点について、お伺いをしたいと思います。

まず、工事期間が非常に短いということはあるわけでありますが、素人的に考えますと、同じさくらホールならさくらホール、つばきホールということの中で、工事を2つにわけて発注されたということになりますと、別々の業者が同時にそこで進行、同時進行で作業をすることになると思います。

こういう場合は、かなり業者同士の調整が難航してうまくいかないと工期にも間に合わないというような恐れがあると素人的には思うわけでありますが、なぜ、このさくらホールならさくらホールの工事、つばきホールならつばきホールの工事というふうな仕分けをしなかったのかなという疑問がわくわけでありますが、これについては、どういうことでしたでしょうか、お伺いをします。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） なぜ、工種ごとではなくて、ホールごとではないかということでございますけれども、建設業法におきまして、舞台、照明、改修工事は電気工事、舞台音響改修工事は電子通信工事というふうに位置づけ、区分がされます。

また、工事の請負金額が3,500万円以上の公共工事では、工種ごとに専任の管理技術者を配置しなければならないというふうになっておりまして、管理技術者は、複数の建設工事を管理することができないというふうに規定をされております。

そういった意味で、今回のように一つの大きな工事である場合は、現場や工事期間が同じであるとしても、それぞれの専門性の高い高額な工事である場合、その工種ごとで分割をして発注をするということが適切というふうに判断をいたしまして、今回のような発注となっております。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） そういった業者の資格の有無というのは、指名資格者の名簿に登載をされておるといふことでしょうか。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 指名の段階で、その業者の資格ということではなくて、今回の場合、照明工事については、電気工事という工種でございますので、その照明の工事を請けたところが、現場管理技術者を専任で行わなければならない、音響を請けたところは、音響を請けたその会社が管理技術者を置かななければならないということで、入札の時の資格、どうのこうのということではないかと思えます。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） そうしますと、今回、10社選ばれたわけですが、その10社がどういう資格を持っているかということは、また、その現場の資格のある管理者を職員をして持っているかというような、そういう内容については、どこでどういうふうに、何

を見て判断されたのでしょうか。

○議長（杉浦あきら君） 答弁願います。

教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 指名する段階では、指名審査会で協議を行いまして、指名の協議をしていくということでございますけれども、今回の工事については、Bランク、工事の規模によってAランクとかBランクとか該当するランクがありますけれども、そのランクに従った業者の選定をしてきたというところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） 資格者名簿というのは、各課に配布されて持ってみるではないかと思うのですが、業者の選定は、各課でやるのではなくて、指名審査会のほうでやるのですか。審査会をやるときには、業者のこういう業者でよろしいですかということを提示して、その審査を審査会でやるというふうなことじゃないのですか、どういう形でこの業者が決まっているのか、その辺、もう少し詳しくお願いをします。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 業者の選定に当たりましては、所管課のほうで、まず、できる業者かどうかということでの審査を行って選んでいただくと。

最終的にその業者でいいかどうかというものを、指名審査会で判断をするということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） ですから、その担当が、この業者は、そういう工事ができるかできないかという、そういう内容をチェックするのは、何に基づいてチェックされたのかということをお伺いをしているのです。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 担当課として、この工事については、指名をこの10社という内申は、所管課のほうで挙げていくわけですがけれども、その10社なら10社、拾い出しについては、財政課のほうで、先ほど申し上げましたクラス、業者の事業規模等々によりまして、ランクが管理されているものですから、担当所管課がそこら辺のところを聞き取りをして、その中で拾い出しをして内申をするということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 今、教育部長からもお話がありましたけれども、幸田町に登録がある業者に関しては、財政課のほうで管理をしておりますので、そちらのほうの業者を所管課のほうにお示しさせていただくということで、その中から所管課のほうで選択をしていただくという形で行っております。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） では、次の2番に移りますが、私は、幸田町契約規則という資料を見ますと、一応、500万円以上の契約については、10社ではなくて8社以上ということですので、8社でもよかったのではないのかなということを感じるわけですが、これは、10社選ばれたというのは、何か理由があるのでしょうか。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 議員が言われました指名競争入札における指名者数でございますが、今、言われたとおり、幸田町契約規則の第21条で、設計額が500万円を超えるものは8人以上という規定がございます。

これとは別に、工事の請負契約で設計金額が一定以上の高額な案件については、幸田町入札参加者審査要綱の第8条で設計金額が7,000万円以上で、その他工事というものでは、10人以上を選定しなくてはならないというような規定となっております。

この規定によりまして、本件においては、10社を指名したということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） さらに、厳しい要綱があって、それに基づいて行っているということとわかりました。

それから、今回、入札が非常に早いといえますか、工事が来年になってからの着工になるわけですが、それにしても、契約から工事着工までが非常に長いなというふうに思うわけですが、これは、何か理由があるのでしょうか。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 工期が長いようだがというお尋ねでございます。

本工事案件につきましては、年内約6か月をかけて、実際に各ホールへおさめていただきます機器等、幸田版の機器の製作を年内6か月かけて行いまして、その製作された幸田版の機器の取りかえと既存の古くなった配線等の改修を年明け2か月間かけて行うということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） そうしますと、この契約から工事着工までの間に、業者が速やかにといえますか、順調にその準備ができていくかどうかというようなチェックはされますのか、されないのですか、どういうチェック体制を取られますか。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） これで、契約締結後、業者で機器等の製作に入っていくわけですが、すけれども、とにかく後ろ、さくらホールにつきましては、3月15日まで、つばきホールにつきましては3月、終わりが決まっているものですから、それに間に合うように契約後随時、進んでいるかということで、所管課のほうで確認しながらとにかく年が明けたらすぐ現場に入っていただく準備を間違いなく進めていただくということで、進捗の確認は年内におきましてもしていきたいというふうに考えております。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） それは、例えば、1か月単位とか2か月単位で進捗の報告書とか何かそういう書類のやり取りで決められていますか、そういうことなしに、口頭でいいか大丈夫かということなののでしょうか、その辺はどういうふうにチェックされますか、具体的にお願いをします。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 具体的なチェックな仕方ということでございますけれども、500万円以上の工事につきましては、協議会の折に報告をしていくということになっておりますので、少なくともサイクルで確認をしていくということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） 協議会でしっかりやっていただくということでわかりました。

次に、非常に億単位という金額でありまして、しかも非常に長い準備期間を要するわけであります。

こうしますと、先ほど、入札がかなり最低制限価格ぎりぎりだということもありますので、資金繰りもえらいのだろうということで、きっと前払い金の請求だとか、いろいろ部分払いもあるのかもしれませんが、その辺の完了前の支払いはどのようにされる予定になっておりますか、お伺いをします。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 議員が言われますように、今回、億単位の事業だということでございます。

本件につきましては、前払い金の支払い対象工事ということになり、幸田町公共工事に係る前払い金取扱要綱の第6条に規定によりまして、指名通知書において前払いの対象となる工事である旨、及び、前払金は10分の4、それから、中間前払金は10分の2の割合であることを表示しております。

手続といたしましては、工事請負契約の締結後、請負者からの請求があれば幸田町が支払うということとなります。

御質問のとおり、今回の工事は億単位の事業であり、完了まで長期を要する工事ということになりますので、請負業者から請求を受けたときは、要件に限度割合など、制度に沿って前払い金、あるいは、中間前払い金の支払いに応じていくということになります。

ただ、今回の工事では、建築工事、それから、道路の工事、そういったものと違いまして、実際の工事が1月からということになりまして、出来高払い、部分払いだとかみたいなものはそぐわないというふうに思っております。

ですから、多分ではございますが、前払い金のみの支払いで最後は完了後の支払いというような形になるのではないかというふうに思っております。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立初雄君の質疑は終わりました。

次に、8番、中根久治君の質疑を許します。

8番、中根君。

○8番（中根久治君） 第33号議案、さくらホールとつばきホールの施設案内というのが、ハピネス・ヒル・幸田のホームページに載っておりますので、そのデータに基づいてお聞きをします。

さくらホールとつばきホールの特徴は何かというところから入ってまいります。それぞれがどのような利用に向いているのか、その特徴づけによって今回の照明設備の機能も変わってくるだろうと思っておりますので、まず、規模だけではなく、機能としてどのような特色づけがされているのかについてお伺いをします。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） さくらホールとつばきホール、それぞれの特徴はというお尋ねでございます。

まず、規模でございますけれども、さくらホールにつきましては、総客席数1,004席、身体障害者席が6席ございます。

吹奏楽の演奏やコンクール、日舞やダンス等の発表の場として多く御利用いただいております。

それから、つばきホールは、総客席数400席、身体障害者席4席がございます。

音楽やピアノの発表会、教室、講習、研修会等での御利用はございます。どちらのホールも多種多様な御利用をいただいているわけですが、特に、さくらホールにつきましては、音響の可変装置があるため、クラシック演奏や生歌等が適したホールというのが大きな特徴であるかと思えます。

また、つばきホールにつきましては、客席後方の壁に電気楽器に適した構造となっているため、電気楽器を使用したコンサート等に適しているホールというような特徴がございます。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） さくらホールとつばきホールの照明の違いに、一つにプロセミアムライトというのが、これは、さくらホールだけにあるというふうに書いてありますが、今回の更新のものを見ますと、このプロセミアムライトの更新という言葉がございませんが、これは、どうされるのか、また、このライトそのものはどんなものなのかということについてお願いをします。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） プロセミアムライトに関する件でございます。このライトについては、さくらホールのプロセミアムというのは、客席から舞台を見た、この枠、アーチの部分をプロセミアムと申します。

それで、さくらホールのそのプロセミアム、緞帳前に舞台の上の部分にフライダクトと申しますパカパカと開く装置がございます。そこに、ライトを取りつけることができるということで、プロセミアムライト、さくらホールについては、常時、点いているものではなくて、必要に応じてプロセミアム、その舞台の上のところに必要に応じて取り付けをするということでございます。

その用途については、最近ですと、昨年度、町民会館20周年記念事業として町民手づくりのミュージカル、さよならブルーバードが行われたわけですが、その催し物によって会場の観客席の前のほうに楽団を入れたりする場合がございます。

そういう場合に、プロセミアムライトをそれ用に設置をいたしまして、客席部分を照らすというような機能を持たせるというものでございます。

今回、常時、点いているものではないですので、プロセミアムライトして、今回、更新をするという形にはなっておりません。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） これは、今回は更新しないというふうに、今、お聞きをしました。

次に、先ほどの志賀議員の質問にもありましたが、LED化の問題でございます。その照明の中には、このLEDの特徴というのですか、特質といいますか、LEDのほうに優れているという部分も確かにあるわけですので、今回、このLEDを使わ

ない、ハロゲンでいくというふうに決められたのは、一体、なぜだろうかというふうに私は思います。

例えば、奥いき感とか、立体感とか、いろんなこの照明を使うといいよという特色があるわけですから、LED化を、なぜ、今回しないのかということについて、もう一度お願いをしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 今回、議員が御指摘のように、LEDということではなく、従来のハロゲンでいくということですが、舞台照明、舞台に向けた照明ですので、当然、演出用の機器ということですが。

その演出をするに当たって、その照明、淡い光だとか、温かみのある光だとか、そういう演出効果がハロゲンのほうが高いということで、そういう現場との話のもとに今回はあえてLEDではなくハロゲンを導入することによって、今以上の演出効果をキープしていきたいということですが。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 将来的にLEDの性能も高まってまいりますので、今回、そのハロゲンにしたところが、将来に、それがよければいいかなとは思っております。

続いて、監視カメラについてお伺いをしたいと思います。

24台の監視カメラで、誰がいつ誰を、何のために、どのような方法で監視するのか、お聞きしたいと思っております。

監視モニターを設置するのか、記録だけなのかについてもお願いします。

そもそもその監視カメラという呼び名ですが、監視対象となるのは、これは、町民だと思いますので、町民を監視するためのカメラか、別の言い方ができないのかなというふうに思っております。

今も監視という言葉は、国会でもいろいろ騒いでおる言葉ですので、なぜ、このわざわざ監視という言葉で、今回の先ほど出ました事前質疑の訂正の中でも防犯カメラではなくて監視なのだというふうに訴えられておりますが、なぜ、監視なのだということについてお願いをしたいと思っております。

監視カメラと防犯カメラの区別についてもついでにお願いします。

○議長（杉浦あきら君） まず、照明につきましては、議員がおっしゃるとおり、この先、LEDの性能がもっとよくなるという、多用途になってくるという状況があれば、今のハロゲンランプに匹敵するような色味だとか、そういう技術が発展してくれば、将来的にはそういう可能性もあるということは思います。

今回につきましては、ハロゲンということで御理解をいただきたいと思います。

それから、監視カメラについてでございます。

確かに、議員がおっしゃるとおり監視カメラと申しますと、何か悪いことをしている人たちをカメラが狙っているということで、よくない状況に対してカメラを向けるというような言葉上の印象は確かにあって、監視カメラという言葉が印象的にいいか悪いかということはあるかと思えます。

しかしながら、現在、町民会館で設置しております監視カメラというのは、町民会館

の来館者、及び、利用者が安全に利用できるように、事務所で管内の様子を映像で把握をするというのが目的でございます。

そして、不測の事態が起こった際は、その情報を把握して、いち早く避難誘導等、迅速な対応をすることができるようなことを目的に設置をしているというのでございます。

また、そういう点と、もう一つは、各ホール内にもカメラの映像は、楽屋やリハーサル室から見ることはできるのですけれども、それは、利用者が円滑に行事を進行していくための状況把握ということで、講演会や発表会等の行事の進行具合や、ギャラリーの動向を映像で確認をするという目的で設置をしております。

それから、監視カメラと防犯カメラはどう違うかというお尋ねでございますけれども、防犯カメラというのは、その名のとおり犯罪を防止するために、常に見張っているということでございます。よく防犯カメラ作動中という札がついているかと思えます。そのこと自体が、犯罪の抑止につながるという意味での防犯カメラということでございます。

その一方、監視カメラにつきましては、結果的に防犯にもつながるということは、結局、カメラで撮っているということには変わりないものですから、結果的に防犯ということにもつながるかと思えますが、その意味以上に、先ほど申し上げました、町民会館で言えば館内各所の様子、進行状況等をリアルタイム、その時点、どういう状況にあるかということ把握をするという目的で設置をしているということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 言葉としては、館内カメラぐらいにおさえていけば、とても聞こえがいいかなと思っておりますので、あえて監視という言葉を使う必要はないのではないかというふうに私は思っております。

不審者対策は、とても必要な時代となってきました。あくまでも犯罪防止、テロまで想定しての不審者対策だと思えますが、未然に防ぐには、これは人員、人による対策が一番いいだろうというふうに思います。

犯罪の未然防止のための対策として、入り口チェックの補完ということで、このカメラを使われるのがいいかなと思えますが、この防犯対策としての計画の一部であるというふうに捉えるというのは、少し無理があるような気がしております。

監視カメラ、または、防犯カメラが急増しております。今の国会では、先ほど言いましたように、共謀罪という議論の中にも、盛んに監視という言葉が出ております。まさに監視社会が進んでいるというような報道もあります。

幸田町には、監視カメラ、防犯カメラの設置に関する基準やガイドラインというものが、そもそもあるのかどうか、監視カメラや防犯カメラを設置するに関する基準とかガイドラインというものが存在するのかどうか。

個人情報保護法等の法令に触れる恐れがあつてはいけないわけですので、具体的にどこをどのように配慮されているかについて、まず、お伺いをします。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 何点かお尋ねをいただきました。

まず、防犯対策としての計画ということがあったかと思えますけれども、施設を適切に管理することが監視カメラの設置目的でございます。その名称が、監視という名称が、

イメージ的によくないという議員の御指摘でございますが、監視という言葉のイメージが悪いという議員の温かいお心からくる御指摘かと思っておりますが、言われるイメージ的なものは、重々、私ども身にしみるものはございますけれども、一応、形式上、書面では監視カメラということで御理解をいただきたいと思っております。

また、それで町民会館に設置をさせていただいております監視カメラでございますけれども、場合によって、結果的に防犯カメラ的な機能、不審者等のチェックに活用するという役割も果たすことができるということは、間違いはないかと思っております。

館内、あそこにカメラがあるから、ちょっとまずいなというふうに思いとどまる人もいんでしょうし、不幸にも犯罪が起きたときに、映っていないかということで見るということもあるかもしれません。

そういうときに、結果的に防犯カメラ機能もあると、そういう機能も持ち合わせる、そういう役割を果たすことにもなり得るというふうに認識をしております。

それから、町として防犯カメラなり、監視カメラなりのマニュアルといたしましては、管理上基づくものがあるかどうかというお尋ねでございますが、町のほうに幸田町防犯カメラの設置及び運営要綱というのがございます。

町民会館以外のところに防犯カメラ、何台かあるかと思っておりますが、その辺の防犯カメラにつきましては、その要綱に基づいて管理がされているということでございます。

その要綱上、大きな基準といたしましては、その防犯カメラは特定の個人や特定個人の建物を監視することがないようにという、特定個人及び個人が所有する建物等を監視することがないように配慮しなければならないということが大きな点でございます。

以上です。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 個人情報保護法に基づいて、この監視カメラと防犯カメラは、ある程度の基準をもって設置しなさいということは、これは、県のほうからもガイドラインが示されている。また、町をつくらなければいけないということも書いてあるわけですが、その設置基準がそういった公の建物の中に存在しないと、どこにつけてもいいと、つけ放題、そういう状態で果たしてその防犯カメラの設置がいいのかどうか、この基準ができたのが随分後ですから、町民会館に防犯カメラがついたのが、その先かと思っておりますので、そういった意味で、この更新を機に、やはり、幸田町としては、こういうところに監視カメラをつけるのだよという、そういう設置基準、そのものを持っていなかったら、これは、どういう監視社会になっていくだろうなというふうに私は思うのですが、そういった明確な基準というのは、防犯カメラの設置基準はあるけれども、監視カメラの設置基準はないと、そういうことで解釈でよろしいでしょうか。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 防犯カメラにつきましては、先ほど申しあげました要綱に基づいて基準があるということでございます。

それから、監視カメラについては、基準があるのか、ないのかと言われれば、基準に基づいて設置しているというものではございません。

館内の町民会館でいえば、館内で状況を把握することが、必要と思われるところに向

けて設置をするということでございます。

ただ、その場合も、先ほど防犯カメラの運用の基準として、特定の個人を狙って撮影することがないようにということが、防犯カメラの要綱でございます。

監視カメラにおきましても、その精神は配慮すべきというふうに考えております。当然、日々、町民会館出入りする人は、その日で違うわけでございますけれども、館内24カ所に設置をしているわけでございますが、その監視カメラは特定個人を狙って撮影しているものではなく、町民会館を訪れていただいた集団や、そのときにギャラリーですとか、管理者側として状況をリアルタイムに把握しておかなければいけない場所を把握するというところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 防犯カメラの設置要綱、これはわかります。でも、監視カメラを町民会館に24カ所設置しておりますよと。これは、全部更新します。その監視カメラの機能、役割、今、言われましたように。監視カメラの役割って一体、何だというふうなことを、今回、疑問にしているわけですので、その設置基準がないと、どういうところにどのように設置するのかという基準も持たない、これでは、もうつけ放題ですよ、どこにつけてもいいわけですよ、そうなってくれば。

それでは、これは、公のやる仕事としていいのかどうかという部分をお聞きをしているわけですので、お願いをします。追加すれば、もう一つ、今、カメラ、監視カメラというのは、防犯カメラも一緒なのですが、いろんな機能がついています、新しいのです。

幸田町が、どの機能のものを採用されるのか、ちょっと書いていないのでわかりませんが、まさに、音声もひろうことができる。これは、できます。マイクが入っています。3Dで撮影することもできる、特定の個人を追いかけるのではないと言っても、そういったいろんな機能が入っているいろんな能力を持っているのが、今の監視カメラですので、それが、何ら基準もない、自由につけられる、これは、やっぱり、逆ではないかなと、そういった基準をはっきりしておいて、こういうものを設置するのだよというふうにしていかないと、これは、先ほど最初に言いましたように、やっぱり監視社会かなというふうに捉えがちになると思いますので、その点についての説明がいただきたいと思っています。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 監視カメラですので、監視といわれればイメージが悪いわけでございますけれども、とにかく特定の個人、特定の意図をもってそこを狙っているわけではないということが、まず第1点でございます。

あくまでも館内の安全な管理、それから、円滑なイベントの運営ということを目的に、リアルタイムでそのときの状況を把握をするというのが一番の目的でございます。

設置の箇所については、そういう目的を果たすために必要な箇所に設置をしていくということで、今までやってきておるのだらうなというふうに解釈をしております。

議員御指摘のとおり、監視という言葉が、近年、いろんな面で注目をされ、その是非が問われるような社会になっております。その基準等については、私の勉強不足で、今、どういう状態になっているかということで、よその町の状況も把握しておりませんので、

そこら辺については、監視カメラという目的で設置されるカメラの寄りどころとするものがあるのか、あるとすればどういうことが定められるのかということ、研究させていただきたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 最初、お話をしたように、監視カメラではなくて、館内カメラぐらいにしておいたほうがいいですよという話はそのところにあるわけですので、問題は、その監視カメラという定義づけをしながらその基準がないと、それでは、この設置する何の目的で設置するのだと、一般不特定多数を監視するのか、または、何を監視するのかよくわかりませんが、その場所を見ているのか、そういった意味が、もう少し文章化されたもの、いわゆる基準という形で示されてこそ、このカメラの本来の機能が果たせるのではないかというふうに私は思いますので、その辺のところについて、再度お願いしたいと思うし、また、次の委員会でも聞きたいと思っておりますが、まずは、きょうの分をお願いします。

○議長（杉浦あきら君） 今、議員が言われるところ監視カメラではなく、館内カメラぐらいにしておけばいいじゃないかという御提言でございます。

私が、言わんとしているところは、まさにそういうことでございます。監視ということではなく、館内の状況を安全のため円滑なイベントの進行管理のためにリアルタイムで把握するという目的で、館内に設置しておるカメラということで、意図をするところは、そういうことでございます。

その基準については、先ほど申し上げましたように、他の同様の施設等々、カメラを設置しているところはあると思いますので、研究をさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いをいたします。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 今回、更新するカメラの性能です。ちょっとお聞きしたように、マイクつきなのかとか、いろんな分析装置がついたカメラがございますので、どういうカメラかという単純なものかどうかについてお願いをします。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） カメラの性能でございますけれども、現状のカメラについては、一週間起動の録画、データが残るということでございます。それは、一週間程度記録を残すということではなくて、容量上、一週間程度のものが記録することができ、それ以上を上回ると、順次、上書きをされていくということでございます。

それから、録音機能については、済みません、私、現時点で把握をしておりませんので、また、後ほど、報告をさせていただきます。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根久治君の質疑は終わりました。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時53分

○議長（杉浦あきら君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。
教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 先ほど、中根議員のお尋ねの中で、カメラの性能につきまして、録音機能があるかどうかにつきまして、お答えができませんでした。

今回、設置をするカメラについては、録音機能がございません。よろしく願いいたします。

○議長（杉浦あきら君） 次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 第33号議案、ならびに、第34号議案につきましては、町民会館の照明、音響等に係る工事の請負契約についてであります。まず、最初の照明工事の入札において、指名競争入札についてのあり方についてお伺いするものであります。

両議案にわたって共通するのが、辞退、棄権、それから、失格というような、これが、両方ともに共通するものでありますけれども、とりわけ、今回、この照明に当たりまして、辞退が3社、棄権が1社となっております。

先ほどの志賀議員の質問の中にもございましたけれども、この入札に当たっては、財政課のほうで、その資料があり、そして、それを教育委員会のほうで選んで、そして、また指名審査会にかけたということでありましたけれども、今回、この両議案に共通するのが、2社が指名をされているわけでありまして、このわけた理由につきまして、これが、電気工事と電子通信工事と、この2つにまたがるため、わけたということでありまして、じゃあ、なぜ一本化できなかったのかなというのが、ちょっとこの両議案にわたって疑問にもなったわけでありまして、後の部分で聞くわけでありまして。

まず、今回、この指名のあり方について、このような結果になったのが、業者がパソコンの不具合、それから、辞退した業者が体制が整わなかったと、こういうことが理由と挙げられているわけですが、これ聞き取りの中で、指名するに当たって、事前にこういうことがわからなかったのかということでありまして、その点についてお聞きをします。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 今回、辞退が3件、棄権が1件ということで、指名の段階でそれが確認できなかったかということでございますが、指名の段階では、そちらの業者を指名するという事は、事前には、当然、お話しはできません。これは、工事が可能かどうかという確認のみですので、例えば、その可能かどうかと確認しても指名をしないケースも当然あるということでございます。

それから、そういった技術者の配置がその時点で可能かどうかということも確認できません。ほかの工事が入れば、当然、できなくなるということもありますので、そういったことについては、一切、確認はしておりません。あくまでの事前の確認は、この工事ができるかどうかという確認のみでございます。

辞退に関しましては、当然、こちらとしても望ましいことではないです。10社指名して10社全てで競争していただくというのが理想でございますが、辞退につきましては、当然、その会社のいろいろな事情がございます。これについては、特段、問題にすることは無いということで、当然の権利として、企業のほうも辞退をされるということでございます。

指名願いにつきましては、こういった工事があれば指名をお願いしますということで出ておりますが、実際の入札に関しての辞退は、当然の権利としてやられるものですから、これについて、こちらとしてはありがたくありませんが、やむを得ないことであるというふうに考えております。

それから、棄権に関しましては、やはり、これはあくまでも辞退とは違いまして、業者のほうの不手際だということでございますので、もちろん望ましい話ではないです。遺憾なことであるというふうには考えております。

ただ、それにつきましても、事前にももちろん棄権なんてしないでくださいねということと言うわけではございません。棄権なんてことは、もともとないという想定をしております。たまたま今回は、そういったパソコンの不具合があったということで、業者のほうも指名自体を確認をしていなかったということで、後ほど、後から確認はしましたけれども、しっかりと業者のほうも指導をさせていただいておるということでございますので、よろしく願いをいたします。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） それでは、この電気工事の指名願の業者、この業者が、Bランク業者ということでありましてけれども、これは届け出は何社あったのかということがございます。

何社あって10社選ばれたということでありまして、そうした点からすれば、例えば、その事前調査として、先ほど辞退した業者は、これは、今回、ほかの工事を請け負っているために、その体制が整わなかったよということ、これは、あらかじめ調査ができるわけでありまして、そうした点で、例えば、この10社を選ぶならば、10社、今回の町民会館の工事が対応可能という、そういう業者を指名すべきではなかったのかというふうに言えるわけでありまして。

そうした点で、指名選定委員会においての選定のあり方というものが、やはり、あまいのではないかとこのように、そういうふうに考えることもできるわけでありまして。

ですから、やはり、指名競争という観点からいけば、参加者が確実に指名入札に参加できる、これがベストだというふうに思うのです。

ですから、それができないということであるならば、これは、幸田町の指名競争入札の選定が悪いということの考え方にほかならないというふうに思うわけでありまして、その点については、いかがかということでありまして。

それから、今回、専門性の高い業種になるわけでありまして、そうした点において言えば、例えば、今回の電気工事におきましては、パナソニック。それからNDS、これを次の音響のほうにも入れておいでであります。

ですから、そうした点でいうならば、やはり、別々に考えるという点からすれば、なぜ、選んだのかということも言えるわけですね。

じゃあ、逆に言えばなぜ一本化できなかったのかということも言えるわけでありまして、そうした点で、この考え方についても、なぜ、一本化しなかったのかということ、その点のお答えがいただきたいということと、次に、予定価格の落札率についてであります。

この最低制限価格が5分の4から3分の2というその設定の中で、今回は、66.6%ということで3分の2という最低制限価格ぎりぎりというところで落札をされて、それが、次の、34号議案にも同じような考え方の中で落札をされている、この2つに共通するのも66.6%というこの落札率でありますけれども、その点について、この予定価格の立て方にも、これは問題がなかったかどうか、この点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） まず、私のほうから前段でありました指名のあり方がいかがであったかということでございます。

この辞退につきましては、今回、辞退理由につきましては、議会案件にもありますので、業者に確認を電話等でさせていただいておりますが、実際、辞退につきましては、入札者の意思として特段の制限なくこれを認めるということになっております。

ですから、本来は、その理由を述べる必要もないと、今回、見合わせていただきますよということだけで、全然問題はないということございまして、その理由を聞いた中で、そういったことが言われたということでございます。

ですから、それを事前に指名する前に参加しますかどうかということとは、要するに事前に指名をするということを業者に知らしめるということになりますので、事前に入札の参加意思、これについては確認することはできません。

ですから、それにつきましては、不可能な話でございますので、あくまでも工事ができるかできないかという確認をさせていただいているというレベルのことでございますので、よろしくお尋ねをしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 続きまして、なぜ、一本化できなかったかというお尋ねについては、私からお答えをさせていただきたいと思っておりますけれども、先ほど、同様のお尋ねもあったかと思っておりますけれども、今回、照明工事については電気工事、音響については電気通信工事ということで、2つの工事がございます。

請負金額が3,500万円以上の公共工事は、工種ごとに管理技術者を配置しなければならないということになっております。そういうことから、その管理技術者は、他の現場とのかけもちができないということもございます。

そうした意味で、専門性の高い高額な工事である場合は、分割して発注することが望ましいであろうと。別工事で発注すれば、それぞれの工事に専門性の高い管理技術者を配置することになり、より行き届いた管理を期待することができるということもあって、別工事とさせていただいたということでございます。

それから、落札率の件につきましても、同様でございますけれども、先ほども申し上げましたが、第一に電気設備工事積算実務マニュアル、そして、建設物価、そして、それぞれに単価表がない場合は、三社により見積もり等々に基づいて、単価の積み上げにより算出して設計を組んでおります。

それに基づき、予定価格を設定をしているわけでございますので、役場としてできる限りの範囲の設計をしているということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この指名願いで、何社ぐらいがあったのかということでお答えがなかったわけでありましたが、そうした点で、その指名願いのあった中から指名をするわけでありますので、当然、相当数、指名願いというのが出てきているわけであります。

また、こうした工事に当たっては、今、業界では、やはり、不景気ということもありまして、やはり、どこのメーカーでも事業者でも、とにかく工事をとっていきたいと、こういう傾向が多いわけでありますので、そうした点からするならば、私は、今回、指名のあり方がいかがだったのかというふうに思います。

こうした今まで、この工事発注に当たって、辞退とか棄権というのが連続してこのように出てくるということがなかったわけでありますので、それが、この幸田町が発注する工事において辞退が続出しているというのは、これは問題ではないかと思うのです。

指名が競争が働かない、一つの要因ではないかというふうに思うのですが、その点は、どう分析されるのかということであります。

予定価格の立て方でありますが、予定価格の66.6%という落札率でありますが、この入札執行調書、第1回入札で見ると、これが、パナソニックU Sエンジニアリング株式会社66.6%で落札をされているわけでありますが、そのほかの事業者につきましても、かなりの割高でありますよね。ですから、これは、何が何でもここは取りたかったというふうに思うわけであります。

じゃあ、次の音響はいかがだったかということ、ここにおきましては、これは、どうかと言いますと、後で申しますけれども、辞退されているということでありますよね。

ですから、このように比較をすると、いろいろと入札のあり方がどうだったのかなと見受けられるわけでありますので、その点は、今回の指名に当たって町としては、どのように考えられたかお尋ねしたいと思います。

次に、耐用年数でありますけれども、この照明改修工事に当たって、20年が経過して、経年劣化があったということで改修を行うわけでありますが、この照明における耐用年数においてどのように考えられているかということと、それから、当然、保証期間というのがあるわけですが、保証期間、これについては、改修部分におきましてもそうでありますが、この点についてお答えいただきたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） まず、今回の電気工事、こちらのほうは、幸田町の登録業者数の数でございますが、311社が登録をしております。ただし、この311社が全て舞台照明ができる業者ということではございません。あくまでも電気工事での登録ということでございますので、今回のような舞台照明ができるかどうかというのは、具体的にその会社のほうに聞いてみないとわからない。もしくは、ほかでの実績等を見ないとわからないということになってまいります。

それから、今回の入札辞退が適正かどうかということでございますが、この辞退に関しましては、先ほども申しましたけれども、やむを得ない部分があるということでございます。

それから、その入札執行調書などの結果を見て、これはあくまでも個人的な主観とし

て述べさせていただく部分もあるわけでありますが、この33号議案では、落札したパナソニック、こちらのほうが66.7%ということで、設定可能な最低制限価格の下限額での入札ということでございます。

2位であります川北電気については、85.4%、それから、3位のNDSは89.7%であり、その他の三社は95%以上で、これは、余り気がなかったのかなというふうには見えます。

この応札額にばらつきのほうはありましたが、少なくとも上位の3社につきましては、それぞれ営業努力により、適正な競争による入札だったというふうには考えております。

また、今回の33号、34号に共通にはなりますけれども、こういった実工事よりも物品がメインになるような入札では、企業努力により低い落札率になるようなケースもあり得るのではないかなと、労務賃等につきましては、当然、企業努力ではなかなか切れないという部分がありますが、物品が主のようなこういった入札では、こういったケースもあり得るのではないかというふうには考えております。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 耐用年数、保証期間でございますが、照明につきましては、対応年数、一応6年、保証期間1年ということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 指名競争入札のあり方につきましては、次のところでもありますので、また、質問をしたいというふうに思います。

次に、耐用年数でありますけれども、6年ということですが、例えば、今まで、こうした照明器具につきましても、これは、やはり、日進月歩あるかというふうに思いますので、そうした点においては、いろいろ変わるわけではありますが、今までの20年たって経年劣化で耐用年数が過ぎて、そして、20年後にこのように改修工事ということになったわけではありますが、じゃあ、今回のこの耐用年数が6年経つと、また、部分改修、あるいは、大幅改修というものいろいろあるかというふうに思います。6年たつと、これが、もう耐用年数を過ぎてしまい、また、考えなくてはならないということができてくるのかということですが、その点については、いかがかということがあります。

保証期間は1年というのは、これは、決められたものなのかということですが、大体、1年ということで改修期間は設定されているわけですが、こうした電気工事につきましては、1年というその考え方というのは、どのように基準設定をされているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） まず、対応年数6年ということでございますが、6年、今までこの20年間で随時修理してきた、部分的に修理してきたところもあるかと思っておりますけれども、6年たったら、また全部更新しなくてはならないかということは、そういうことではございません。この先、また、結果的に20年近く使えるという可能性もあるということで、そこら辺は、6年たって即更新という考え方はしておりません。

保証期間が1年ということにつきましては、工事というよりも照明の球等の保証期間

が1年ということで、当然、改修工事ということは別にありますけれども、そういう意味での1年ということで御理解いただきたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） この議案質疑に入ります前に、議長から、ちゃんと解答せいよと、解答というのは、答弁ではない。解答の解とは、解き明かして答えろよという、こういうふうに普通は読みます。私も読みます。

しかし、あなた方の答弁は、解答は盗んでいくと、怪しく盗んでよしにするという、そういう怪盗だ。解き明かす解答なんて一つもないじゃないか、今まで。

という点では、あなたが自信が提案したこの議案の内容について、議員の質問を聞いてみて、それじゃあ、ああしましょう、こうしましょうと、もっと言うなら場当たりの答弁だ。もうちょっと提案した議案については、核心をもって自信をもってやれよと、もうこれは絶対譲ってなるものかという、そういうのは教育部長の対応だという点からいくと、もうちょっと、一つは、自信をもって提案しなさいよと、出された問題については、きちんと答えながらも柔軟的に対応するぐらいの度量はあってしかるべきだと、度量がないのは、町長一人だけでいい。部長は、実務を担当する、担当の責任者ですから、そういう点でいけば、もっと柔軟に、そして、対応できるだけの力量を身につけていただくことを、まず、要請をして入ります。

要は、この防犯カメラなのか、監視カメラなのかというのは、議案書の中で、あるいは、資料の中でそういうのが使い分けがされている。使い分けがされているということは、考えていないなというふうにしか受け取れない。

先ほど、中根議員のほうから、ちいと聞こえが悪いじゃないかと、監視カメラとは、不特定多数の人だといいいながら監視というのは、特定の人間を監視して、後は密告する、密告してしかるべき機関のほうでちゃんとやっていく、それが監視です。監視も防犯もいっしょくただというような感覚では困る。あくまでも監視というのは、共謀罪で、特定の者、いわゆる国民、ここでいえば町民会館を利用する人たちは、みんな特定されているのです。その日に入ってきた人が特定される。だから、監視をするのだという仕組みになってくる。共謀罪もしかり。自民党が公明党が維新が、悪政三兄弟と言うんだわな、国民を監視の対象にしてがんじがらめにしていく、そういう延長線上で、いや監視ではいけないから防犯だと、中根議員からいや聞こえが悪いじゃないかと、館内カメラにしたらどうかというと、検討させていただくと、それ度量だと、素直には聞かない。そうしたときに、館内監視カメラというのは、わざわざ監視が入れるわな。だったら、何の意味もないということをおし上げておきます。

ですから、こういう内容について、もうちょっと熟知して、今、世間の世情が共謀罪だと、監視社会をしていく、そうしたときに、防犯だ、あるいは、監視だといったときに、どういう選択をするかということぐらいの、私は、せめて防犯という形でやっていくべきだと、さらに、議会の中で議論が発展をして、館内カメラでいいということになれば、私はそれでいいと思うけれど、いきなり監視だなんていう点でいくと、議案書に

対する、あるいは、議案に対するあなた方の関心がどこにあるやろうというものを、つくづく感じる。

そうしたときに、この24カ所の防犯カメラ、監視カメラは、いつつけられますか。いつ設置をされたのか。耐用年数云々ということを言われますが、それは耐用年数のことはどうでもいい。要は、いつつけられて、そして、約20年ぶりに更新しましょうよということですが、それがいつから。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 監視カメラがいつからということでございますけれども、当初、20年前、開館前に何台あったかということは、ちょっと把握できませんでしたが、最初からこの24台があったわけではなく、随時ふえてきたというふうには聞いております。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 場当たり答弁だなと。私は、現地というのか、足を運んでどういう状況だといったら、もう当初から設置をされておりますよと、こういうことなのです。

当初の中で、私のほうから、監視カメラだ、防犯という点からいけば、どういうふうに使っているのかと、事例はあったのかと、まずは、この辺から答弁をいただきたい。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 先ほど、随時、ふえてきたということでございますが、最初に何台あったかということ把握をしていないということでございました。

言葉足らずで申しわけございません。

そして、実際にそのカメラで、監視カメラで撮影していたものが、活用されたのかということでございますけど、館内の運営等に利用するということは、常日ごろやっていることかと思えます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 答弁する側も論旨の矛盾に気づいてくださいよ。私は、当初からは把握しておりませんが、随時ありましたよと、その随時とは何だと、いつからスタートしたのだと。随時、つけ加えましたよ、増設しましたよというなら、そういうのをきちんと答弁できるか。私は、把握しておりませんが、初めからあったかなかったか知りませんが、随時増設しました。そんないいかげんの答弁はあるか。答弁者として情けないぞ。議案を提出をしたときに、実態がどうなのか、そして、もうすでに質疑通告しているわけだから、質疑通告してあって、じゃあ、更新されているのかどうかという点でいけば、じゃあ、更新ということだったらいつが設置だというのが、当然出てくるわけですよ。そのぐらいの知恵は働かせてくれということなのです。

だから、要は、もう当初から設置されておりましたよと、そうした中で、じゃあ、監視カメラという点、あるいは、防犯カメラでいいのだけれども、そのカメラが果たした成果、被疑者という、こういうとらえ方もあるけれども、それは、余りにも狭いなど。要は、監視カメラにしても、防犯カメラにしても設置したことによってどういう成果が生まれて会館運営の中でそれが生かされてきたのか、それでなかったら、まさに監視社会。監視社会でチェックされた内容がどう生かされたという点では、どういうふうにつ

かんでおられるか。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 勉強不足で申しわけございませんけれども、常日ごろの会館運営に利用しているということ以外の部分で、実際にカメラを設置していることによる効能、成果がどういうふうにあったかということについては、把握しておりません。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 把握はしておりませんが、会館運営に寄与しておりますよなんて、どうやってそんな矛盾した言葉が出てくる。わからなかったらわからないでいいじゃないか。

機能が、具体的にどうなっているかわかりませんと、会館の管理者、文化振興協会のほうに、問い合わせもしておりませんが、しかし、会館運営に寄与しております何て言ったら、それじゃあ、どう寄与しているのだと、具体的に寄与している内容は、何ですかということが、問いただされてくるでしょ。そこら辺はどうなのか、そういうこと言われるなら。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 私の答弁、具体性がなくて申しわけないわけですがけれども、私も町民会館にいったことはございますけれども、事務室にモニター等を設置されておって、各所の絵が流れているということで、そのときの館内のお客様の状態、進行状況等をリアルタイムで把握することができるという点においては、カメラで映しているという効果があるというふうに思っております。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ですから、この議案の内容は、防犯カメラ、監視カメラの更新しますよと、こういうことですよ。

そうしたときに、館内の状況、どうのこうのと言われるなら、なぜ、防犯だ、なぜ、監視なのかということをつけていくのか。

防犯とは、犯罪を未然に防ぐ、そして、あったときには、それに対してどういう対応をするのかということが防犯カメラ。監視カメラとは、あいつは何をやったか、ポケットの中に何か入れやがったと、こんなもの密告してやれと、言葉の意味合いとしてそうなんだよ、だから、共謀罪大好きという自民党、公明党、維新が悪政三兄弟というふうに使われたという。

国民を監視して、国民が何かあったらすぐつかまえてしまえと、その延長線であるのが、町民会館の監視カメラだと、監視カメラが運営上機能しているという言い方をすると、じゃあ、具体的にどういう事例があったのかということになるので、私は不適切な言葉だよということと、もう一つは、当初から設置がされておりました、このカメラは。当初から設置されておって、若干の増設はされたかどうか、そこら辺まで私は聞いておりません。しかし、一定、経年劣化してきたということと、監視社会の中で、どうやってこのカメラを有効に生かすかという点でいくと、あなた方は盛んに言うけれども、こういう一定の機能を持つ機器を設置したときに、要は、設置をした人、使う人の意思によってどうにでも使える。

そういう極めて危険性の高い、あるいは、基本的人権さえも侵しかねない、防犯カメラであり、監視カメラという点からいけば、要は、使う側の意思によって、どうにでもなっていく。

じゃあ、具体的に内規として、ここから得られた情報を、どういうふうにして使って、どこまでやったらいけないのかということ、内規としてきちんと持たないと、こういうものは、使いようによっては、刃物にもなると、人を殺すことにもなると、あるいは、会館を適正に運営しながら訪れた人たちの身の安全を確保するために、機能として役立たせていく、それは、設置者側、実際に使う側の考え方一つ、意思ひとつ、あいつは気に要らないなど、ちょっとひっかけてしまえと、やろうと思えば、監視カメラですからできるわけです。ひっかけた後は、しかるべきところに垂れ込みして密告して、あいつがここへきやがったよと、そういう情報提供もできる。

そんなことをやってはいかんよなんていう規定も何もない。ということは、使う側の判断ひとつ、運用ひとつでどうにでもなるような、これが監視カメラがあれば、現にあるわけだ。防犯カメラが何か犯罪があったときに、盛んに防犯カメラの功罪を言われていた。防犯カメラに映った映像はと、それは、一つはそういう面もあるでしょう。

しかし、それが、国民の中に、ああ防犯カメラが必要だというふうに言っていくと、世界で一番防犯カメラの多い、監視カメラが多い国はどこかと、イギリスですよ。イギリスが監視社会の世界に冠たるの地位を占めているというのは、至るところにやって、国民が監視をされてくる、こういう点で犯罪抑止の効果にあるという一面は、私は、否定はしません。

しかし、それは、使う側によってどうにでも運用できるから、運用規定はきちんと設けるべきだと、そこら辺はどうなんですか。やってはいけないこと、やるべきこと、得た情報はどうするのかいうのをつくらなかつたら、私は、必ずしもこういうものがどんどん悪用されてくる、それは、時の権力者によって都合のいいようにやられていくのだったら、それは息ができないという点ですが、どういうふうにお考えですか。

○議長（杉浦あきら君） 教育長。

○教育長（小野伸之君） 伊藤議員の御質問の前半の部分です。入札とか、そういうことに関しては、私は、いろいろかかわる権限もないわけですが、どういうふうに使われているかということで、一町民として、それから、利用者としてお伝えすることができますので、それをお伝えしたいと思います。

私が、教育長になる前だったと思うのですが、エスカレーターで事故があったはずで、なったときに、まだそれが残っており、なって就任した当初、あそこのエスカレーターのことを聞きました。

そのときに、これは、恐らくで申しわけないのですが、カメラを見てどういう状況で事故が起きたか把握をして予防に生かしたはずであります。人命にかかわる事故でしたので、そのようにされているはずで。

私は、吹奏楽の関係で何年か町民会館を使わせてもらいました。楽屋から見ますと、監視カメラは言葉は確かに悪いと思いますが、モニターを楽屋で見ることができます。自分が出る番がそろそろきそうかどうか、それで、着がえをされる方は着がえを始めた

り、食事を早目にとったり、ちょっとおくらしているということは、舞台袖までいかなくて、楽屋で準備をしながら見ることができました。

もう一つ、これが大事だと思います。町の小中学生の音楽会で、町民会館さくらホールを毎年使わせてもらっています。人気が出てきまして、親御さんがすごく入っていただきます。ちょうど、私は、その音楽部の部長をやっているときに責任者でしたが、親御さんが予想以上に入っていて、人数はふえてしまって演奏が終わった児童生徒が入ってくるのですが、席がなくなりました。

そして、立ち始めました。そこで、私は、一曲終わるまで待って、担当の音楽の主任に支持を出したのですが、中学生の3年生はホールで聞かせようと、客席に入れておくと危ないと判断をして、吹奏楽にずっとかかわってきたので、ホールの利用に関しては、いろいろ知識を得ていたのですが、これはいけないということになったのですが、会館の方はすぐに飛んできて、これはちょっとやめてくださいと言われました。指導が入りました。それは、多分、モニターを見てみえて、立ち席ができてしまったと、もしそこで地震が来たり、火事でもそうですが、避難がさせられない、しかもそこにいるのが自分で判断できない子どもたちということで、急遽、何もなくて終わったのですが、判断ができました。多分、モニターを見ながら立ち見が入ってしまったということで、飛んでみえたと思います。

そういうふうに使っていることは、実際にはありました。

いつもいつもそうしているかはわかりませんが、そのことを、観客である親御さん、それから、児童生徒に説明をしたら、文句もなく理解をされました。

やっぱり、人の命にかかわるところは、早く動くことが大事なので、そういうふうに使われていることはあったと思います。

エスカレーターに関しては、使われたらろうと思っております。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 今回の監視カメラということが、議員がおっしゃるような今日、話題になっております共謀罪、あるいは、監視カメラ社会というその延長線上にこの監視カメラがあるという御提言でございますが、正直なところ、私ども、思慮が足りなかったのかもしれませんが、設置する、更新する側の思いとしては、今、教育長が申しあげましたように、館内の施設側としての安全な施設、イベント管理、また、それを御利用いただく方の進捗管理等々、そういう純粋な設置目的ということの思いがまずあったということでの今回着手ということであります。

それから、もう一点、大きな御提言、監視カメラについて、使う側の思惑で、どうにでもなる、どんな使い方もできるという御指摘をいただきました。その点につきましては、先ほど、中根議員にも同様の御指摘をいただいて、他の同様の施設で、カメラをつけておると思いますので、そういうところ、状況等を勉強させていただいて、適切な対応をしていきたいというふうに考えております。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 教育長のほうから、いろいろ言われました。要は、会館を運営するために資する、そのための防犯カメラであり監視カメラだよと、私は、そのこと一度も

否定しておりません。

私も機会があって、控室やら舞台に立つこともございました。そのとき、モニターも見せていただきました。いろんなところにいろんな機械があって、現実にそういうところに身を置いた。そういう点からいくと、今、どういう状況で舞台が進行しているのかという点は、それは、当然、きちんと運営する側として把握をしていく、そのために資するのが、防犯カメラで監視カメラだということではなくて、要は、そのことによって得られた情報が、どういうふう処理をされていくのか、運営されていくのかということが内規としてきちんと定められていないことに対して、国民が、あるいは、住民が、利用者が、非常に不安をもつような、そういうことは、きちんと対処すべきだよというのは、そんなことはいたしませんということと、もう一つは、先ほど申し上げた、得られえた情報を、いともたやすく警察や公安に渡してはならないと、それは、個人の自由の問題、基本的人権の問題がありますから、権力機関から要請があったら、どうぞどうぞコピーして渡しますよということは絶対にやってはならない。

そうしたときに、自分たちの運営規定の中に、それをきちんと定めていくような、一般的な問題ではなくて、運営の問題の中で、権力機関には渡さない、渡す場合にはどうするかというノウハウをきちんとしていただきたい。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 先ほど、中根議員の質問の中で、カメラによって録画された映像が一週間程度保存されるという回答をさせていただきました。その保存のデータにつきましては、議員がおっしゃるとおり、その適切な取り扱いには、最大限の注意を払って対応していきたいと思っております。

それから、そのことも含めまして、先ほども申し上げましたけれども、その管理に基づくもの等につきましては、研究をして何らかの基準的なものを明確にしていきたいと思っております。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第33号議案の質疑を打ち切ります。

ここで、途中ではありますが、昼食のため休憩といたします。

休憩 午前11時37分

再開 午後 1時00分

○議長（杉浦あきら君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、第34号議案の質疑を行います。

6番、志賀恒男君の質疑を許します。

6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 舞台音響設備改修の仕様、価格などについて、質問をしてみたいです。

町民会館は、開館当初から音響設備がよい、音がよいという評判を何人かの人から聞いております。

今回、設備更新をすることにより、音のよさ、評判を継承しつつ、最新の電子技術を

取り入れているのかどうかについての観点から質問をしてみたいです。

最初に、音響設備の設計仕様を変えたとか、あるいは、新規に追加したとかの変更点について、どのような内容が織り込まれているのでしょうか、説明をお願いします。

例えば、高音の周波数特性を改善を折り込んでおりますとか、あるいは、スピーカーの出力を大きくするようにしましたとか、音のひずみ率を改善をしましたとか、そういった仕様についてであります。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 音響施設、設備につきましても、午前中の照明設備同様、20年が経過し、経年劣化により照明同様音の不具合で舞台運営に支障をきたすことが懸念されるため、安全で確実な舞台運営を行うため、舞台音響設備の改修工事を行うものでございます。

既存の機器は、町民会館建設前に選定をした機械であるため、さくら、つばき各ホールにおいて、その機器がどのような音で反響をするかというような、本来での聞き比べというようなことは、事前には行われておりませんでした。

議員がおっしゃいますように、当町民会館のホールにつきまして、音響がいいという評判をいただいております。それを後退させないというために、今回、機器の更新に当たっては、平成26年9月18日にスピーカーメーカー4社を取り扱っている業者に、町民会館に来ていただき、事前に町民会館の現ホールに適した作動環境を設定したものを使用して、実際の4メーカーのスピーカーから出る音の聞き比べをするというデモンストレーションを実施いたしました。

その後、町民会館のホールに適したスピーカーがどれであったかということ、聞き心地のよさだとか、そういうような観点で、最終的にエルアコースティック性のスピーカーが、町民会館のホールに適しているという判断をいたしまして、それを、今回の実施設計に反映をしているところでございます。

エルアコースティック性スピーカーについては、オリンピックの音響でも使われるほどの世界的な有名な機器メーカーであり、そのスピーカーについては、ホールの客席どこに座っていても同じような音で聞こえるという評価の高いスピーカーでございます。また、現在のスピーカーにつきましては、アナログの機器でございまして、音を出す前に電源を入れて1時間程度経過し、機器が温まらないと本来の音が出てこないというような不都合がございます。今回更新するスピーカーについては、デジタル機器というので導入をして、電源を入れてすぐに音を出すことが可能になると、主催者や舞台利用者はもちろん、鑑賞者にとっても音響についてはよくなったと感じていただけるような機器であろうというふうに思っております。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 音響性能につきましては、デモンストレーションであらかじめ絞り込みを行いましたということで、机上だけでなくというのを聞きまして、若干安心をいたしました。

それでは、音響設備で今回は変更せずに継続して使用する設備が含まれているのかどうかについて、説明をお願いします。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 継続使用のものでございますけども、お配りをさせていただいております、質疑事前要求資料第34号議案関係、舞台音響機器新旧一覧という資料をお配りさせていただいております。

それをごらんいただきますと、主にさくらホールの機器につきましては、2ページの区分欄で既設とありますフォーローピンスポット室スピーカー、マイクスタンド、移動スピーカーを更新せずに継続使用するというところでございます。

また、つばきホールにつきましては4ページをごらんいただきますと、主にさくらホールと同様でございますけども、同様のスピーカー等をフォーローピンスポット、マイクスタンド、移動スピーカー等、継続使用するという予定であります。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 午前中の照明設備もそうでありましたけれども、この音響設備につきましては、配線の関係はどのようになっているのかについて、更新をするのか、継続使用するのかについて、説明をお願いします。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 配線についても、今回更新をするという予定であります。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） わかりました。基本的には、主要なものについては更新をするということであります。

今回の予定価格は、2億499万480円であります。そして、契約金額は、1億3,666万320円あります。そして、この契約金額は予定価格の3分の2ぴったりであります。また、この契約金額は最低制限価格そのものになっております。予定価格と契約金額、そして最低制限価格の関係は、議案番号第33号照明施設の更新と全く同じ関係であるかと思えます。違うのは、装置と落札業者が異なっておるということですが、この認識で間違いかどうか答弁がいただきたいと思えます。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 午前中の答弁と繰り返しになってしまう部分がございますが、まず最低制限価格につきましては非公表となっておりますので、こちらにつきましては明言はできませんので、よろしくお願ひしたいと思えます。

また、この33号議案、34号議案の両工事ともに、入札の結果につきましては最低制限価格の設定下限である予定価格の3分の2となったというものでございます。そういった観点からいいますと、議員おっしゃるとおり、予定価格と契約金額等の関係につきましては同じであるというような認識でございます。

この一致した理由につきましては、契約規則にて設定の下限額が3分の2と規定されているため、業者の判断でぎりぎりの入札額を決定されたというふうには考えておりません。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 同じ時期に異なる設備で、異なる事業者が、予定価格に対して最低制限価格で落札するという事態については、私は何か異常であるなというふうな感じを

受けます。通常起こり得ないことが連続して起こるということは、同じ原因があるのではないかというふうに考えるのが普通であります。

まず、思い当たる原因があるかどうか、お尋ねをします。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 設計価格、それに基づく予定価格、最低制限価格につきましては、午前の照明工事の際にも御説明させていただきましたけども、電気設備工事積算実務マニュアル、建設物価、3社による見積もり等々によって、積算をしたというもので、それが不適切であったというふうには考えておりません。

また、それに基づく入札として、結果的に議員が御指摘のとおりのような結果が起こったということについて、何か思い当たる節はという点でございますけれども、先ほど総務部長のほうから、最低制限価格については非公表、予定価格の5分の4から3分の2の間ということでございますけども、その範囲内で業者が最低ラインのところにとりにきたという案件が、今回2件続いたというふうなところで解釈をしております。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 適切に積算をしたということではありますが、私はそもそも予定価格が取引の実例価格から乖離していたのではないかというふうに考えるのが普通ではないかと思えます。

音響設備の改修金額につきましても、昨年の総務教育委員会の管内視察の資料によりますと、2億588万4,000円となっております。今回の予定価格であります2億499万480円。その差は89万3,520円であります。率にしてわずか0.4%の差であります。

見積金額の中身を、先ほど適切に積算をしたということではありますが、いま一度町当局の目で、あるいは能力で精査できておったのかどうかについて、お答えをいただきたいと思えます。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 精査できておったかというお尋ねでございますが、午前中の照明も同じでございますけども、実施設計で積算された金額をもとに、機器等にも詳しく、価格面でも知識を有する方、また実際に舞台を管理・運営する方、近隣市町の業者の声等参考に最終的には町の内部で予算上の調整をしたり、非力ながら町のレベルでできる限りの精査をした上での設計金額というふうでございます。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） こういう場で質問をすれば、そのように答えざるを得ないのかなという気はいたしますが、そもそも Happiness・ヒル・幸田の中長期整備計画は、平成27年に指名競争入札8社によりまして入札が行われまして、株式会社山下設計中部支社が2,052万円で落札をしました。その整備計画の中身であります、Happiness・ヒル・幸田の中長期計画の策定と照明・音響改修実施設計業務を一括して受注をしております。要は1つの入札に含まれておるわけです。

株式会社山下設計そのものは、建築設計事務所を本業としている会社であります。照明設備や音響設備の改修の実施設計については、中長期整備計画とは切り離して別の入

札にすべきではなかったのかというふうに私は強く思います。なぜ、建物の整備計画全般と全く異なる専門知識の必要とされる実施設計を1つの入札にしたのか、理由を説明いただきたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） まず、中長期計画につきましては、施設の長寿命化とそれに必要な資金計画を立てることを目的に作成をいたしております。そして、その先10年、20年にわたる中長期計画の1年目、第一歩を即踏み始めるという意気込みのもとに、同時一括発注であったかというふうに思っております。

そして、その一括発注という大前提といたしましては、照明や音響の改修実施設計にも対応でき得る業者での入札であったというふうに考えております。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 私は、建物の長寿命化に長けている事業者と、専門知識が必要とされる照明設備、あるいは音響設備の事業者とは本来異なる事業者であるべきだなというふうに思うわけです。

事実世の中には、プロポーザル方式による入札方法というのがあります。専門知識が必要な場合には、専門業者に価格も含めて提案をさせて、一番よい内容の提案をしたところに価格も含めまして落札をさせるという方式であります。今回、こういうプロポーザル方式というものを幸田町の場合には検討したのかどうかについて、お尋ねをします。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 入札をするに当たっての、入札ではなくプロポーザル方式での業者選定ということを検討したのかというお尋ねであるかと思いますが、業者選定に当たってプロポーザル方式で行うということは検討しておりません。

ただ、音については実際町民会館で運営に当たる文協振のほうも一番こだわっておる部分でありましたので、業者決定の手法はプロポーザル方式ではございませんけども、音響の一番メインとなるスピーカーの選定に当たっては、先ほども申し上げましたとおり4社で一番いいところを選定をしてみたというような検討はさせていただいております。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 今回、今話が出ましたように、音のよさを、評判を継承していくということは大事であります。その点については、デモンストレーションによって事前に確認をしたというような説明であったかと思いますが、音響設備の性能の一つであります音のよさについて、若干考えを述べてみたいと思います。

音のよしあしにつきましては、音の3要素で決まるというふうに言われております。音の大きさ、音の高さ、音色、この3つが音の3要素であります。音の大きさと音の高さは、測定器ではかることができます。音色は測定器でははかることができません。人間の耳が音色のよしあしを聞き分けることができます。音響工学などの音響理論に基づいて、専門家に最終確認をしてもらう必要があると思います。

この入札をするときの条件として、音場設計、音場評価能力を考慮したのかという点

について、先ほどのデモンストレーションで、それで足りておるのかということについてお聞きをいたします。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 音響のメインとなります聴衆へ聞かせる音を発するスピーカーについては、そのように4社の中で最も町民会館の両ホールにふさわしいものを選択するというので、関係者で決めております。それは、議員おっしゃるとおりで、データのということもありますけども、耳で聞いたぐあいということで、事前に音を出して選んでおるといふような経緯は踏んでおります。

また、完成後になりますけども、入札時の仕様書におきまして結果で上がった施設におきまして、電気音響性能確認、調整・測定時の条件を定めております。また、その条件の中に調整・測定はホール客席と同等以上の劇場・ホールの音響調整・測定を行った経験を有する者、もしくは同経験を有する者立ち会いのもとに行うというようなことで、完成後のチェックということについても、あらかじめ仕様書にて示しております。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 4社によるデモンストレーションで絞り込みを行いましたということであります。音響設備ってというのは、チューニングができます。各ホールに設置されたスピーカー、どのスピーカーからどのぐらいの出力で音を出すかというのは調整することができます。しかしながら、音色は先ほど言いましたように、調整ほとんどできません。それをどうやって絞り込んだ、アコースティック性スピーカーということでありましたけれども、ここのメーカーのものがよいというふうに、どういう人が実際に聞いてこれにしようとしたのか。お聞きをいたします。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） そのデモンストレーションを行ったときに誰が聞いて、その判断をしておるのかというお尋ねでございますけども、それにつきましては、町民会館の舞台音響スタッフ、そして舞台音響を専門とする業者、それから町の職員ということで聞き取りをさせていただきました。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀恒男君の質疑は終わりました。

次に、2番、伊與田伸吾君の質疑を許します。

2番、伊與田君。

○2番（伊與田伸吾君） 音響の関係につきましては、先ほど照明の関係でほとんどの関係のものをお聞かせいただきましたので、1点だけ確認の意味で質問させていただきます。

入札執行調書の記載の中で、これも先ほどと同じように辞退だとか、棄権だとかいうのとあわせて、失格という表示がございました。その字句につきましては、どのような意味を持つものなのか、また一つ説明をお願いしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 今回、34号議案にあります失格でございます。この失格の意味合いにつきましては、上限であります予定価格を超える入札、または下限であります最低制限価格を下回った入札、こういったものを失格と呼んでおります。

本件におきましては、この範囲外での入札をしたものが1社あったということで、失

格とさせていただきます。

○議長（杉浦あきら君） 2番、伊與田君。

○2番（伊與田伸吾君） わかりました。上限、下限、それを下回る、上回るというふうな内容であったかと思えます。そのような場合については、失格表示ということでございます。

では、その入札執行調書の関係を見ますと、10社中3社が辞退だとか、失格という表示があるわけですが、その要因につきましては、先ほどと同じように差し支えない範囲で結構でございますので、もし聞き取りがされておったならば、説明お願いしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 今回の辞退、棄権、失格、こちらのほうの要因でございます。

まず、辞退の理由でございますが、この辞退の理由につきましては33号議案と同様で、実施体制の手配が困難というようなことで辞退をされております。

また、棄権につきましてでございますが、こちらのほうの棄権では実施体制の手配が困難であったということで辞退を予定されておったということでございますが、その辞退の手続を担当者が忘れていたということでの棄権となったというふう聞いております。

それから、最後に失格でございますが、この失格の原因につきましては、担当者の入札価格の入力ミスということで、この範囲外の数字を入れてしまったということで失格になったということで聞いております。

○議長（杉浦あきら君） 2番、伊與田君。

○2番（伊與田伸吾君） 業者につきましては、やはり指名を受けたからには、それなりに誠意をもって入札に当たるというふうをお願いをしたいところでございますが、先ほど33号議案でもお願いした経過があるわけですが、舞台音響改修工事につきましても、やはり短期の工事施工であります。施工管理につきましては、両業者がお互い取り合い工事、重なる工事が多いかと思えますので、工程管理だとかそういう中で調整をしながら、この限られた工期内で確実に工事を履行されることを期待をして、質問は終わりたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 午前中の照明工事同様、安全かつ利用者に迷惑がかからないような適切な工事の執行、両業者の調整等、進行管理に努めてまいりたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 伊與田伸吾君の質疑は終わりました。

次に、1番、足立初雄君の質疑を許します。

1番、足立君。

○1番（足立初雄君） 先ほどの33号に続きまして、同じような質問になるかもしれませんが、まず10社を指定した理由については、先ほど33号で一応説明いただきましたが、この33号の業者と2業者重複をいたしております。これは要するに、指名資格者名簿に10社しかなかったのか。ほかにも業者があるのかかわらず、あえて2業者を入れたのか。もし、そういうふうな状態で入れたとすれば、その2業者重複で入れた理

由は何なのか。そこの辺を説明をお願いします。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） この2業者については、NDS株式会社とパナソニックESエンジニアリングが重複をしておるということでございますが、本町が発注する工事としては、今回の工事はかなり大きな工事でございます。そのような工事を安全かつ適切に、なおかつ工期内に履行可能であるかを考えるに当たりまして、同様な工事で指名実績や応札実績等を調べましたが、過去におきましてそのような実績を持った業者で10社以上確保するという、なかなか10社拾い出すというのが困難ということがございました。

そういう中で、詳細な工事の仕様は入札前に業者にお話ができないという中で、幸田町に登録のある業者の中から、本工事受注可能性のある業者へ工事の受注が可能かという内容で問い合わせをして、受注できそうなところで10社という指名をしたということでございます。

ですから、この重複する2業者ありきで10社ということをしたということではなくて、10社確保という中で2業者にもお声をかけさせていただいたということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） もう少し詳しくお伺いしたいんですが、ほかにもこの資格名簿に載っておる業者がまだあって、その人たちを差しおいてこの2社を重複で指名した、そこら辺のいきさつについて、もう少し詳しくお願いします。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） この2社を入れるためにほかの業者を差しおいてということではなくて、この2社に入らせていただくことによって10社確保することができたというところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） すると、10社はこれできりぎりぎりだったという理解でよろしいかと思いますが、それでは次に、その重複した業者のパナソニックですが辞退されました。この辞退は、入札前なのか、入札の当日ぐらいなのか、どのぐらいの時点のところで、入札日何日ぐらい前とかそういうものがわかりましたら、その辺の辞退の日にちを説明をお願いします。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 今回、この第33号議案、34号議案の2つの工事ともに、電子入札で実施をしております。こちらのほうにつきましては、4月7日に指名通知書を発送しまして、4月24日、25日、この両日が応札日ということになっております。それで、4月26日が開札日という形で実施をしております。

このパナソニックが辞退をいたしました日にちは4月24日でございます。実際にもう1件のほうの入札も同じ4月24日に入札をされておるということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） わかりました。業者の思惑があったんだろうというふうに思ってしまうところではありますが、入札は適正に行われておるようですので、次の質問に移りま

す。

先ほども少し触れましたが、落札率が非常に低い。こういう中で、設計は適正に単価はそれぞれの書類に基づいて、あるいは見積もりもとったりしてやったということですが、この予定価格を決めるための設計金額には、単価の拾い出しだけではなくて、そのほかにもいろいろ諸経費とか、いろんな経費が含まれておられると思うのですが、要するに業者がやり方によって節約できるというか、うまく調節もできる内容の部分があると思うんですけども、この予定価格の3分の2の最低制限価格までいきますと、そこから辺の要するにうまみっていいですか、部材だけになってしまうような気がするんですが。

これで業者が本当にちゃんと設計どおりに工事をやってもらえるのか、もらえないのか、きちんとできるのだろうかというのが不安になってくるような金額でありますので、その辺はどのように捉えておられますか。お伺いをします。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 御心配をいただいておりますが、契約していただいた以上は、こちらの示した仕様、工期でやっていただくしかないということで、そこから辺の進捗管理につきましては、所管のほうで適切にチェックをしていくという予定であります。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 工事のほうが心配だということで御意見いただきましたが、確かに低い落札率ということで、もうけがあるのかという部分もあります。もともと今回の工事、最低制限価格こういったものを設定させていただいておりますが、もともと最低制限価格というのは、ダンピング受注を防止すると、それで工事の適正な履行を確保するために設けられているのが、最低制限価格ということでございますので、たまたま最低制限価格の設定の可能な一番低い価格で3分の2ということでございますが、余りにも低過ぎる価格での落札による、適正な履行がされないということを防ぐために最低制限価格も設けてございますので、そういった意味合いということで、御理解いただきたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立初雄君の質疑は終わりました。

次に、8番、中根久治君の質疑を許します。

8番、中根君。

○8番（中根久治君） 今までの質疑で、私の聞こうとすることもほとんどダブっておりますので、1問だけお願いをします。

昔は音響施設といいますと、選択の基準が真空管にするか、トランジスタにするかという時代がございました。今はそうではなくて、デジタルにするか、アナログにするかというのが基準の一つに入っております。

そこで、今までと同じような音質を保つためにはどうすればいいか。先ほどの答弁の中でも、今回はほとんどがデジタル化するというふうにお聞きしました。そこで、デジタルの段階の問題なんですけど、今はフルデジタルという、いわゆるインプットからアウトプットまで全部をデジタル化すると。アンプから始まってスピーカーまでが全てデジ

タルであると。デジタルスピーカーの採用というそういう部分があるわけですが、幸田町の今度採用しようとするスピーカーを含めて音響設備は、現状ではどういう状態なのか。これからどうするのかということについて、まずお願いをします。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 現状においてはアナログということで、機械が温まるまで本来出る音が出ないよというような状況。なおかつそこに老朽化に伴う支障が出てきておるといのが現状でございます。

今回の機器の導入につきましては、音響操作卓そのものがアナログからデジタルに変わってるといということで、音響システム一式デジタルといことでございます。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 幸田町の音響施設のよさというのがどこにあるかといと、恐らくアナログのよさがほとんどそれを占めておったのではないかな。アナログのスピーカーの持つ残響音といか、そういうのも含めてアナログのよさがあったんではなかろうかなと。

それを同じようにデジタルで再現しようとする、そこにはデジタルの中でも、今言いましたようにフルデジタルの部分が必要です。まずこれはほとんど今開発途上ですから、実際に今度導入する中でフルデジタルといようなスピーカーまでが採用されるようになっていのかどうかについては私は存じておりませんが、町のほうとしてはその辺の認識はどうなのかについてお願いをします。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 現ホールの音のよさがアナログのよさかどうかといのは、私自身がそういう音の部分について造詣があんまり深くないもんですから、今評判がいいのがアナログのよさなのかどうなのかといことについては、正直うまくお答えすることができません。

ただ、今回デジタル化することによって、現ホールにあわせたセットを組んでいただいて、現場で聞いていただくというデモンストレーションの中でやってきて、今までよりもよい音が出るといようなふうでございませので、少なくとも今まで以上にいい音になったなといっただけであらうといふふうに思っております。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） アナログスピーカーの持つ味といのは、これはデジタルで出すのはなかなか難しいといふふうに今でも言われております。だから、先日デモで聞かれたのは確かにデジタルを聞かれたと思ふんですが、そうした場聞かれた人が何を聞いたか。アナログとどのように比較して聞いたかとい部分がないと、これはデジタルだからいいんだといふふうにいけば、多分デジタルスピーカーの弱点といわれる部分がもし気になれば、幸田町の音響施設はちょっと前よりもレベルが下がったぞと。なぜ下がったのか。これは全部デジタル化したんだ。アナログのよさがなくなった。味がなくなったと。そういう評判が立ったら、これはえらい無駄なことをやったなといふふうに思うわけですので、そういうことがないとい、心配のないとい何かそういった説得力のある言葉が聞きたいんですが、お願いします。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 先ほど申しあげましたアナログのよさということについては、正直私自身がぴんとこんわけでございますけども、現場で音を聞いたときに現場の常日ごろからホールで音響等を操作しておる業者にも入っていただいたわけですけども、そこら辺の人たちの含めた感想によりますと、今回導入する機械については、低音域から高音域まで自然に聞こえたと。中音域の明瞭感も高い。それから、客席広範囲がフォローされており、サイドでも均質に聞こえたと。多岐にわたる催事の全てに適應できるスピーカーと思われるというような、今までのホールで音を聞いた者もそういう高い評価をしておるということで、今までよりも悪くなってしまうということはないものだと思っております。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 最初に言いましたように、真空管からトランジスタに移ったときには、まさにその真空管の持つ、そのアナログの持つこの味をみんな捨てたんですよ。それでトランジスタでいこうと。今度は、そのトランジスタの中でもアナログから持つ味をデジタルに変えることによって、またその味を捨てるんですよ。ですから、そうやって上がってきて進歩してきたのがデジタルスピーカーなのですが、その完全版であれば、それはそれをカバーするよりも足りるかもしれませんが、そうでなかったとすれば、それはアナログのよさというその部分を捨てることになるのだということ、これはお客さんのほうが耳がこえてますから、間違いなく。お客さんの耳がそういうふうにもし反応したとすれば、これは幸田町の選択は少し残念だなというふうに言われかねないなと思うものですから、その辺の部分がちゃんと説得のできるようなデジタル設備でありますよということが言えるようにしておいていただきたいというのが私の願いでございます。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） アナログのよさということに対して、今回導入する機器がそれを上回る具体的にこういうよさがありますよということについては、済みません、現時点で具体的に納得していただけるような資料を持ち合わせておりません。そこら辺をまた研究をさせていただきたいと思えます。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根久治君の質疑は終わりました。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午後 1時44分

再開 午後 1時54分

○議長（杉浦あきら君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 幸田町の町民会館の音響施設につきましては、アコースティックが適しているということで、そうした設計仕様に基づいて今回の指名に当たっては選定をされたというふうに、今までの質疑の中で思うわけでありませぬけれども、この指名を

する中で、10社ございますが、午前中の質疑の中でも質問したわけでありましたが、照明に指名をした2社が入っているということで、これは両方、照明もできるし音響もできるしというような、全体的にこうした工事ができるということでこのように指名をされたわけでありましたが、じゃあ、幸田町の特徴であるアコースティックの音響ができる業者を指名に当たって選定をしたのかどうなのか、お伺いをしたいというふうに思います。

それから、予定価の立て方ではありますが、午前中と同じように、こうしたことが全く同じ落札率ということは、やはり懸念を抱かせるというものであります。そうしたものにつきまして、やはり再度当局としてはどのようにお考えなのかお尋ねしたいと思えます。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 今回納品をしていただくホールの聴衆に対する音を出すメインのスピーカーについては、先ほど申しましたように4社製のスピーカーを聞き比べをする中で、L-Acoustics社製のスピーカーを選択してきたという経緯がございます。このメインのスピーカーはその製品を選んだわけですけれども、指名10社を選定するに当たっては、別にその指名した10社でこの製品をつくっているわけではございませんので、入札の指名の段階で仕様としてL-Acoustics社製のスピーカーを参考型番として示して、これで参考にとということでお示しをしたということでございます。

それから、落札率については午前の照明と同じような話になるかと思えますけれども、所管といたしましては、適正な設計価格の設定、それに基づく予定価格、最低制限価格ということになされた入札というふうに考えております。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） このメインのスピーカーを参考として示したということであるならば、これはただ単に参考として示したということというふうに捉えられるわけでありませんが、そこでお聞きをするわけでありまして、これは予定価あるいは落札率とも関係するわけでありまして、例えばこのスピーカーがほかのスピーカーに比較をして高いのか、安いのか、どうなのかによってまたこれを価格に反映するかというふうに思うんですね。ですから、今回落札した業者は参考として示したスピーカーを取り入れ、そして、この落札率が66.6%になったのかという、それはどうだったのかということをお聞きをしたいというふうに思います。

それから、幸田町のホールの特徴といたしましては、音響が大変素晴らしいということで誰しもが言われるわけでありまして、そうした中で、当初あの町民会館をつくるときに残響時間というのが言われたわけですね。残響時間が1.2とかそういうような基準のもとでやられたわけでありまして、じゃあ、今回のこの指名に当たって、仕様書としてそうした残響時間を盛り込んで、幸田町の特徴である今までの施設がいいという、そういうものの水準を下げない範囲の中で仕様書として示したのかどうか。それが今回の落札につながったのかということも合わせてお聞きしたいと思います。

それから、午前中と同じでありますけれども、一本化ですね。いわゆる電気工事と工

事の仕様が違うから別々にしたんだよと言われながら、やはり2社と加えてやったということに関して言えば、これは成り立たないものであるというふうに私は思います。もしも、パナソニックエンジニアリング株式会社が両方ともとっていたら、これは全く説明がつかない問題に結果的にはなるかというふうに思いますので、そうした点でやはりこうした一つの会館の工事を進める上で、一本化して工事の進捗をいろいろな手続あるいは工事を進める上で非常に合理的になるのではないかなというふうに思うのですが、その辺はどうだったのかなというふうに思います。

次に、耐用年数が示されました。耐用年数が示されて、大体5年から8年、それから10年という耐用年数というか、メーカーの更新推奨年数というものが示されているわけでありまして、これが今非常に機械といいますか、そうした電子機器やあるいは音楽関係の機種に至りましては、非常にいろいろと進歩が激しいわけでありまして、とても私はついていけないのですけれども。そうした点で、このアコースティックという、ちょっとどういうものかわかりませんが、そうした特徴を出すという点において、これが耐用年数がどう関係していくのかなというふうに感じるわけでありまして、そういう幸田町のホールの特性を生かして工事を進める上で、こうした耐用年数というのは、このメーカーの推奨期間と、これからまた20年ぐらいはとても改修はできないというふうに思うのですが、そうした関係性はどのようになっているのかお尋ねしたいと思います。それから、保証期間についても合わせて答弁がいただきたいと思っています。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 何点かお尋ねをいただいたわけですが、まずL-Acoustics製のスピーカーを、メインホールのメインのスピーカーをとということで参考型番として示しているということで、今回ヤマハさんが通ったわけですが、実際に納品をする契約後、実際にそこへ入れていくものについては承認願等を出していただくわけですので、その段階でこのスピーカーでということをお願いしていくことになるかと思っています。

それから、もしパナソニックが照明と音響を両方とっていたらどうなるのかということかと思っていますけれども、もし両方とっていただいたらそれぞれの工事で現場に入ってくださいわけですが、照明用の監理技術者、音響用の監理技術者、それぞれの2件の工事に対して2人工事の監理技術者を置いてやっていただくということで、それぞれの部門でそれぞれ選任の監理者を置くことによって、それぞれの工事が適正に執行されていくということで、厳密な進行管理等々をしていく上では、2本の工事で2人の監理技術者を置いていただくことのほうが、よりきめ細かな監理が行き届くであろうという期待がなされるであろうというふうに認識をしております。

それから、耐用年数の関係ですが、メーカー保証期間は1年でございますが、それぞれの器具の更新推奨年数等につきましては、本日お配りをさせていただきました資料、舞台音響機器新旧一覧というところで、音響の機器についてはメーカー更新推奨年数というところに5年から10年とかというふうに表示がしてあるわけでごらんいただきたいと思いますが、基本的な考え方としましては、音響機材の耐用年数に

つきましては、設置をする場所等の設置の条件ですとか、それから周辺環境、日ごろのメンテナンス、使用率においてもどのぐらいもつかということが変わってまいります。おおむね操作卓だとか調整卓、集中管理するところの機材についてはざっと8年から12年、それからアンプやスピーカーについては10年から15年程度というふうに言われております。修理については、その都度状況によってやっていくということでありませうけれども、その修理、部品等については製造終了後大体8年程度というふうに言われております。これが目安ということでございますので、今回20年ぶりというようなこともございますので、安全に使える間はなるべく長く大切に使用してまいりたいと思っております。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） なぜ一本化しなかったのかということにつきましては、私は、例えばあそこの改修工事をやるに当たって、それぞれの監督を置きながら進めるということで一括発注できないことはないというふうに思うんですね。今、監督を2人置けばできるというようなことを言われたわけでありませうので、それはそれで一括発注できないという説明にはならないというふうに思います。ということは、それぞれの指名に当たって、2業者がダブって入ってきてるということからも明らかじゃないかというふうに思うわけでありませう。これはすれ違いに終わりますので今は結構でございますが、やはりこの工事を発注する上で一本化できなかった理由には当たらないかというふうに思います。

次に、この音響につきまして、先ほどのアコースティック系のスピーカーを参考として示したということで、それが落札価格に反映するあるいは予定価に反映するというものではないというふうに理解をしてよろしいかということで、それで、今度は落札業者が、それを参考として示したスピーカーを採用したのかどうなのか、それをお聞きしたいということでありませう。そして、今までの幸田町の音響効果、これが十分守られるかということで、いわゆる残響時間でありませうね、そういうのが守られるかということでありませう。

次に、耐用年数と保証期間でございますが、こうした機器類というのは、非常にメーカーによって保証期間というのが違うかというふうに思うのですが、例えばメーカー保証が2年とかあるいは5年とかいろいろあるんですねけれども、その辺のところというのは、これはこういう工事関係においては1年限りというものなのか、その辺をやっぴりもう少し明らかにしていただきたいなというふうに思います。建物の瑕疵期間と違って、こういう電気製品といいますか、電化製品といいますか、たしか保証期間がメーカーによっていろいろあるかというふうに思います。その点を明らかにしていただきたいと思っております。ヤマハにおきましては、これはヤマハの製品が入ることなのではないでしょうか。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） まず、今回メインのスピーカー部分についてはL-Acoustics社製のものを入れるという前提で設計をしておりますので、設計価格だとかそれに基づきます予定価格、最低制限価格というものはL-Acoustics社製のスピーカーという前提での積み上げというふうになっているかと思っております。

それから、それで納品されるのかということにつきましては、これで正式に契約をしていくわけでございますけれども、業者と話をする中で当然納品にあった仕様承認という形でやっていくわけですので、そこで協議でその方向でやっていっていただくことになるかと思えます。

それから、保証期間については、保証期間は1年ということで、あとは更新の推奨更新期間というのが示されているというところで、それが保証ということではないかと思えます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） ちょっと私がよく理解できないんですけれども、要するに、設計仕様書の中にL-Acousticsの製品をスピーカーは使いなさいよということで示しているわけですよ。それならば、それを使って今度は業者がL-Acoustics社製のスピーカーを設置するわけですから、これは業者と詰める話ではないというふうに思うのですが。その辺がどうもよく理解できないんですけれども。やはり、幸田町の音響設備を、今までの幸田町の音響がとてもいいというそういうものを守っていく、そのためにはこれがいいというふうにそちらのほうでやられるわけですから、それは守っていただくということでやっていただかないと、何のための設計なのかとなってしまいますので、その辺はきちんと押さえる必要があるのではないかというふうに思います。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 指名の際にお示しをいたしました仕様書については、仕様と、例えばこのスピーカーについては仕様として2ウェイだとか、指向角度水平100度だとか、許容入力120ワットだとか、最大音圧レベル130デシベルだとか、そういう客観的な仕様を示しております。そして、先ほど選択をしたL-Acoustics社製のものを想定をして、そこら辺の仕様によるスピーカーの参考型番としてL-Acoustics社製の品番をお示しをしているというような形で指名をしているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） いま一つわからないわけでありますが、要するに、幸田町のホールの特徴、いわゆる残響時間が1.2というような形の中で守っていく、そういう音響施設と合わせてそれがL-Acoustics社製がベストだというふうならば、これが参考だよというのではなくて、それを使って設計したものをきちんと盛り込んでくれよというそういう指定をしなければ、これは守られないのではないかというふうに思いますので、その辺はやはり、これは入札で設計書で示して、絶対仕様ということで示すべきではなかったのかということでもありますので、それが守られるかということでもあります。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） お示しをしている仕様書上では、L-Acoustics社製のスピーカーを想定したような仕様、先ほど申し上げました仕様を示していて、同じ仕様書の中に参考型番としてL-Acoustics社製の品番が示してあるということで、仕様書上メーカー指定になってないということで、参考型番としてこれで考えてほ

しいという形でやっているということでございます。それで、実際の納品に当たっては、仕様書の承認があるということでございますので、そこでそれを担保していくという考えでおります。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 特に町民会館の音響のすばらしさというのは皆さんも言われたわけですが、要はどういうところで皆さんの評価が高いかという点からいくと、一つは来場した人、そしてもう一つは出演者。歌手もいれば、声楽家もいる、それからオーケストラも含めたバンドの関係も。そういう人たちがスタッフを含めて客席から聞いたこういふことで、非常に評価が高いということなんですよ。つまり、第三者が幸田町の町民会館の音響の関係を評価してるわけですよ。そういう評価を少なくとも私は維持をする、さらに高見を目指すという点からいって、今回のような指名競争入札がなじむ物品、財産の購入かどうかということなんですよ。先ほどからいろいろ入札の関係について言われる。しかし、指名入札であろうと競争入札であろうと、入札の極意は安かろう悪かろうなんですよ。安かろう悪かろうで今の水準を維持しろよということは、私は一つは無理難題を言ってるなというふうに思うわけです。その音響の関係では極めて特性が強いと。その特性の強いものを、なぜ競争入札にしたのかと。まず、この点に関して。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） なぜ競争入札にしたのかというところでございますけれども、まず競争入札することが安かろう悪かろうになるかといったら、そういうことではないかなと思っております。安かろう悪かろうの歯どめとして、一つの最低制限価格というものをもって歯どめとするというような一つの手だてが打ってあるのかなというふうに思っております。ただ、伊藤議員が言われるみたいに、ホールの音という点では金ではないということをおっしゃっているだろうと解するわけですが、そういう気持ちも十分わかるわけで、そうすべきだということも思うという点において、当ホールの音について熟知をしてる会館の音響スタッフも含めて、スピーカーのデモンストレーションもやってきた上でのことという形で、そういう意味においては最終的な業者選定にかかる手法としては入札という形をとらせていただいておりますけれども、そういうものを選んでいくという経過の中では、そういう音というものを大切にするという経緯は踏まえているというふうに認識をしております。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 制限価格を設けているから、安かろう悪かろうじゃございませんよと。それは制度の問題であって、入札そのものは低いものに落札権が与えられるという点からいけば、業者は全部金もうけですよ。赤字覚悟でおたくの町民会館はすばらしいですから奉仕してもらいますというのは、あなた方が言うのと一緒。言うこととやることがチャランポランということになるわけですが、まあ、そんなことはともかくとして。要は、私が申し上げたいのは、教育部長と私の感覚は違います。それは、町民会館をつくるに当たって大浦町長が一番気にしたのが音響の関係。こういう言い方をしては御無

礼だけど、大浦町長にそういう音感、感覚というのがあったのかということのを改めて知ったわけですが。あなたは基本設計前の段階でいろいろなところでやったよということ。私どもが大浦町長自身から聞いたのは、私も現場に立ち会った経過があるわけですが、NHKを含めて音響の専門家や業界の人からいろいろな話をして、話を聞いてあれをつくってきたんです。1回だけであれをつくってない、何回も何回もやる。そして、建設途中の中でNHKも来たし、音響の専門家も来たし、音響のメーカーも来たと。こういう中で、スピーカーがどうのこうのと盛んに言われるけれども、スピーカーの向きが5ミリ変わったら中は全然変わるんですよ。残響が幾らでもどンドンどンドン変わってくる。そうした点で、それだけのノウハウを持つ業者かどうかという点でいけば、基本設計の段階、実施設計の段階で、そういう専門業者にあなた方が聞かないといけない。契約した業者にどうだなんて言ったら、そんなのうそ八百とは言いませんけどね、いいようにちょろまかされる。あなた方自身がそういう技術や音感を持ってる人たちときちんと拾って積み合わせて、我が幸田町の町民会館の少なくとも今のレベルをさらに上げていくという点で、それは業者任せ、丸投げだよということを申し上げている。そういうことをおやりになったかどうか。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） そういう会館に向けて、大浦町長時代にそうやって段階を踏んでホールの音をつくり上げてきたということは初めて伺いました。そういう思いでつくってきたんだなということは今勉強させていただいたわけですがけれども、正直それだけのステップを踏んできたかと今回言われれば、そこまでのことはしていないというのが正直なところでございます。ただ、現場の音響等の運営をさせていただいている業者については昔からやっていて、あそこでやっていたいただいている業者かと思うんですけれども、そこら辺のところはそういう幸田町のホールにおける音のこだわり、思いというのは受け継いでいるスタッフであるというふうに思っております。そういう業者、現場の人間のそういう感性を生かしたスピーカー選定を踏んだということをもって、議員が追求をされますこういうことをやってきたかということに、結果的にはかえさせていただいたという経緯であるかと思えます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ヤマハサウンドにこれをやれというのは、ヤマハに対しては御無礼というより耐え難いと思うわけだけれども、要は、つくっていく過程の中であるいは完成間際の仮試験のときに、あなた方自身が自分たちの裁量で音響の専門家と呼ばないと、向こうはそれが商売です。言い方は悪いけど、海千山千だ。そうしたときに、いいようにくるめられちゃうよという点からいけば、先ほどの話じゃないが音色はみんな違うんですよ。これがいいな、この音色がいいと言ったって、千差万別の受けとめ方が違う。そうした中で、ヤマハサウンドだけではなくて、今度はあなた方自身が自分たちでこの人について再度感覚を聞いてもらうということをやっけないと、私は、ヤマハサウンドはそれなりのプライドを持って、実績でいきますと、愛知県の中だけでもホールを含めた48の施設がそういうのをつくってやっております。という点からいったら、私は、それに対してきちんと物が言えていくというのは、行政のレベルでは無理ですわ。

実際問題で無理。そういう点からいけば、請け負った業者とは別にそれをきちんとチェックして議会で胸張って物が言えるような、そういう人たちの意見も聞きながらいいものをつくり上げていく。こういうことがなかったら、この請負業者のこの金額だけでどうのって、今度自分が別の予算をつくってやればいいんですよ。そういう手だてをとられなかったら、結果的には丸投げしましたねと。入札で安かろう悪かろうの結果論ですよということになってくるので、私はそれをやめていただきたいということなんだ。だから、結果的にこういう議案が出たときに、じゃあ、次の策としてどうするかという点からいけば、請負業者以外の第三者の意見と耳で聞く。それはあなた方の裁量の問題。業者にやれって言ったってやらない。そこら辺をおやりになる意思はございますか。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） ほぼ完成したチェックの段階におきましては、入札時の仕様において、電気、音響性能確認、調整測定時の条件を定めております。また、その条件の中で調整、測定は本ホール着席数と同等以上の劇場、ホールの音響調整、測定を行った経験を有する者もしくは同経験を有する者の立ち会いのもとで行うということを示させていただいております。そういうことで、実際の完成後のチェックについてもしっかりとやっていきたいというふうに考えております。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） いや、完成後じゃあかんと言ってるわけだ。そういうプロセスの中で、第三者の意見をあなた方が斟酌して業者とちゃんと話をする中できちんと対応しなければ、完成したときに後で気がつくねしょんべんだ。後でぐずぐずぐずぐず言って、何であるときに目が覚めなかったかな、あの時しょんべんしないで済んだかなという話になるのでね。プロセスの中で、一つ一つの段階の中できちんと対応すべきだよということですよ。ですから、先ほど申し上げたように、スピーカーの位置が5ミリ違うと全部音が変わってきます。そういう専門的な人たちの意見も聞かないとあかんですよ。あなた方が聞くんですよ。業者が聞くんじゃない。そんなもの業者は、自分たちは私たちがとって胸を張るのは当たり前なんだ。だから、それとは別に、自分たちとしてこの施設をさらに維持を高めていくための知恵と努力をみずからがやらないと、この施設を維持していくというのは極めて難しいですよ。そういうことですよ。そこら辺はどうですかということをお聞きしてる。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） いい音づくりのためには完成後ではなくて、その経緯の中で知恵を絞って努力をしてという御提言をいただきました。正直、今の時点で私もこれだけの工事をやるに当たって、どのタイミングでどういう知恵を絞って、どういう努力をしていけばいいのかということが、正直今の時点でイメージを持ってこういうふうにさせていただきますということが明言できません。これから工事を進めていくのとあわせて、町としてどういう責任ある対応をしていけばいいのかということを検討してまいりたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） スピーカーは、一つ一つみんな単品ですわ。全部違う、音色が。同

じようにつくったってね。例えばスピーカーの箱の材質が同じでも、その材質がどうい
う材質で年数がどうたってるのかという点からいけば、音はころっと変わります。だか
ら、そうしたことも含めて私はきちんとやっていたかかないと、あなた方自身がポリシ
ーを持って請負業者に物が言えるように。この請負業者に言いくるめられてね、その代
弁者になるというのは議会だけでも結構だ。そういう私は取り組みをしないとあかんで
すよと。例えば、先ほど出たスピーカーの残響だと。そういうものは先ほどの、このホ
ールがどういう使用目的で使われるかによって物すごく変わってくるわけです。このホ
ールの使用目的は何ですか。午前中の議論でもあったけどね、これは多目的です。多目
的ホールですよということは、目的を持たないホールの使用ができますよということな
んだ。音楽ホールじゃないですよ。舞台ホールじゃない。例えば御園座とかそういう特
定の目的を持ったホールではなくて、多目的イコールも持ってる。目的がないけれども
使われるような施設をどうやってうまくつくっていくかというのが、あなた方の知恵の
出しどころ。だから、その知恵の出しどころの成果が今現にあるわけだ。それを更新
をしていくというときに、やっぱりそれを生かしていくということがなかったら私は無
理だろうなというふうに思うんですよね。そうした点で、このヤマハサウンドがどれだ
けの施設を手がけてきて、どういう成果があるのか。説明がいただきたい。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 音づくりについては、私個人的には造詣が余り深くないもの
ですから、町としてのあり方を研究するとともに、私が一番大切にしていきたいと思っ
ていることは、実際に町民会館の現場で各種イベントの運営等に携わっている文振協の
職員、またそのもとで音響、舞台操作等をしていてくれるスタッフの意見もいただきな
がら、いいものをつくっていききたいというふうに考えております。

それから、ヤマハサウンドシステムの主な音響にかかわる施工の実績でございますけ
れども、平成28年におきまして岡崎市民会館、それからちょっと古くなりますけれど
も22年に刈谷市総合文化センター、それから平成16年に武豊町民会館、12年に知
立市文化会館、そして27年に東海市芸術文化劇場、25年に穂の国とよはし芸術劇場
等の音響設備について手がけているということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 造詣が深いか浅いかなんてことは言いわけにならない。私だってそ
んな造詣なんてない、ド素人だ。ド素人だけれども、今までつくってきた、そして当時
大浦町長が極めて音と色についてはこだわりを持っていた、そういう記憶を持っている
ものですからそういう中で話をしてる。先ほど残響の関係がありました。こういう何も
ないところでスピーカーを鳴らしてどれだけの残響があるかというのは、それはそのは
かりですよ。はかるけれども、例えば音楽ホールの受付のカウンターでコートを脱がせ
るのは何ですか。何のためにコートを脱がせるのか。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 音楽ホールでコートを脱がせるのは何のためかというお尋ねで
ございますけれども、その明確な答えは持ち合わせておりませんが、この流れの中で聞
いてみえるということについては、そのホールの中での音の響きの支障になるであろう

というふうに察するところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） お説のとおりです。残響音というのは、何もないところでそのスピーカーの持つ特性をはかることはできます。しかし、そのスピーカーが音楽ホールであるのか、あるいは多目的ホールであるのかの使用目的によって、入ってくるお客さんがコートを着てそのまま入っていくと衣服は吸収していくんですよ、音を。ですから、音楽ホールのときには、入り口で全部コートを脱いでもらって預かって、できるだけ音の吸収をしないようなそういう条件をつくってくるわけです。だから、残響の問題が大事だけれども、入ってくる人によって残響が変わってくるよと。残響とはそういう性格を持つんです。ですから、余りその問題で深入りをするというのはいかなものかなというふうに思うのと同時に、そうしたときに、じゃあ、町民会館でこの機器を使用をして、少なくとも先ほど申し上げたけれども、何回も繰り返すけれども、今のレベルを維持するためには、どうしてもあなた方自身がたとえ聞いた話をそのままにしても、自分の知識としてあるいは自分の知恵として請負業者以外の専門家あるいはそういう人たちの意見を聞きながら対処をしていくということをしていかないと、やっぱりつくった後にしまったということになるので、私どもはやっぱりそういう機会をきちんと生かして、あなた自身もそういう機会に恵まれたわけですから、今造詣が深くないといたら深めるためのチャンスじゃない。私は、そういう生かし方をして、この関係に対処してほしいですよということを申し上げているけれども、そのきちんとした意思是示していただきたい。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） やるかやらないかということなのかなというふうに思います。そういうことはやるべきだなというふうには、議員のお説の中で重々勉強させていただきました。実際、第三者に意見をいただくのもきっとただではなかろうという部分もありますし、どういう人たちに頼めばいいのかなという部分もあるかと思えます。そういう中では本当に文振協等のその道のスタッフとも相談しながら、そういう目的達成のためにはどうしていくのがいいのかなということを相談していきたいと思えます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第34号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第35号議案の質疑を行います。

8番、中根久治君の質疑を許します。

8番、中根君。

○8番（中根久治君） 35号議案についてお願いをします。災害対応特殊救急自動車が愛知トヨタ自動車株式会社 六名営業所によって落札をされました。車種はトヨタ救急車ハイメディックとなりました。国内のトップのシェアを誇る車だそうですから、これにより多くの町民の命も助かることと思えます。こういう特殊救急自動車を製造している会社は国内にも多くないので、必然的に製造会社が限られます。今回の指名競争入札について少しお聞きしますが、最初はなぜトヨタなのかであります。今回、トヨタ救急車ハイメディックを選定されたのは、他社との比較として車の性能上どのような優位性が

あると判断されたのかについて、まずお願いをします。

○議長（杉浦あきら君） 消防長。

○消防長（吉本智明君） 議員がおっしゃるとおり、国内で救急自動車をつくっている会社はトヨタと日産の現状では2社かと考えます。今回落札をした愛知トヨタ、トヨタの自動車が導入ということになるわけですが、今現状、日産のパラメディックという車種とそれからトヨタのハイメディックを比較したときに何が違うかという部分で申しますと、まずは最小回転半径が若干トヨタのほうが小さく小回りが可能である。幸田町は狭小な道路も多々ございますので、そういったところでは大きな力を発揮するものと考えております。また、後輪から後ろの乗りおりするステップまでの長さでございませうけれども、日産の車種のほうが若干長く段差のあるような、急に勾配の変わるようなところでお尻をすってしまうとか、そういった事案が日産では発生するという情報を得ておりますので、そういった部分でトヨタのほうがたかが20センチでございませうけれども少なくともなるという考え。それから、ガソリンの問題もございませう。今回導入するものはレギュラーガソリンでございませうけれども、日産についてはハイオクガソリンということで若干値段も変わってくる。経済性の問題でトヨタのほうがすぐれているというようなことがございませう。総合的に車の信頼性でありますとか、それから、あと実際に患者を搬送するときの車両の振動というものが、日産よりもトヨタのほうがすぐれているというような情報も得ておまして、最終的には仕様の中で固めていったところがございます。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） トヨタの優位性が4件ほど示されました。トヨタと日産を比べられたようでございませうが、日産のほうがよかったというところがありましたら、これについてもお願いをします。

○議長（杉浦あきら君） 消防長。

○消防長（吉本智明君） 現状、車の諸元等を確認する限りは、日産の優位性というもの、日産のよいところというのがちょっと正直私は見い出せなかつたところがございます。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 日産とトヨタを比べてみると、トヨタには優位性の部分が4カ所あり、日産にはないと。そういうことで、なぜトヨタかという問題が解決したような気がしております。

では、次にまいりますが、次にこのなぜは、なぜ六名営業所かということでもあります。どこの車を注文する段階で、愛知トヨタ自動車 六名営業所を指名競争入札に選ばれました。販売会社もたくさんあるわけですよ。その数ある中でこの会社の優位性とは一体何かについてお伺いします。

○議長（杉浦あきら君） 消防長。

○消防長（吉本智明君） 愛知トヨタ自動車株式会社は営業所はたくさんあるのは承知しておりますけれども、なぜ六名営業所かということにつきましては、愛知トヨタがこういった救急自動車を販売するに当たりまして、その販売店ごとのエリアが示されているように伺っております。この六名営業所が幸田地区を担当するエリアだということで六名

営業所を選定しております。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 六名営業所が幸田管轄だから六名営業所だと、そういう手順でありますね。トヨタ自動車か、なぜトヨタか、うんトヨタだ。今度は六名が近いということでもあります。こんなふうにしてだんだん車が絞られてまいりました。今度は4社による指名競争入札となりました。4社のうち1社が自動車販売会社であり、他の3社は自動車本体の製造や販売にかかわる会社ではないような気がしております。他の3社の主な業務内容についてお伺いします。

○議長（杉浦あきら君） 消防長。

○消防長（吉本智明君） まず、山佐産工株式会社でございますけれども、山佐については消防用品全般に扱っている会社でございます。消防・防災の分野ではかなりの実績があるというところでございます。救急関係の機材等の納入実績もあるというところで聞いております。次に、株式会社名古屋医理科商会でございますけれども、この会社につきましても、車両の納入実績についてはございませんが、救急関係の資機材での納入実績がございます。主に救急車の中に乗せる機材の部分、そういった部分での得意分野と理解しております。小川ポンプ工業株式会社、この業者につきましても消防自動車一般的なもので、幸田町においては21年の幸田1、18年の幸田3、昨年については211の消防団の車両の納入実績があるというところで、救急自動車についても対応できるというところでのことでございます。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 愛知トヨタ自動車以外は、実際に車を販売しているわけではないし、その取引もやっているわけじゃないわけでございますよね。自動車販売の会社を通じて車を手に入れることになるわけですね。実際に競争入札に参加したという以上は、それぞれの今言われた3社も車をどこかから手に入れなければならないんですね。そういうことが起きる。それはどこかという、自動車販売会社であろうと思うんですね。そうすると、要するに車を手に入れるためには常識的にはもう一手間かかるわけですから、どうしても入札価格が上がってしまうことは、これは間違いないですよ。ということは、六名営業所にとってはもう敵じゃないと。価格競争において敵にはならない、そういう現実がここで起きてくるような気がするのですが、そういった初めからもうひとり勝ちの状態の指名4社をつくったというのは、これはなぜかについてお伺いします。

○議長（杉浦あきら君） 消防長。

○消防長（吉本智明君） 今回、指名4社の選定につきましては、幸田町の入札参加資格登録のある業者の中で、医薬品、医薬機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、通称医薬品医療機器法という法律でございますけれども、その法律における販売資格を有した会社であることが前提としてございます。そうした中で、今回救急自動車といえども、中に乗せる医療機器、それを車に乗せるわけでございますので、必ずしもトヨタが優位になるとは考えていないところでございまして、当然トヨタもその医療機器は別の会社から買ってきて乗せるわけでございますので、そういった面では車のウエートは高うございますけれども、その部分では十分競争の原理が働くというふうに考え

ている次第でございます。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） それぞれが特殊救急自動車を販売の主力商品とはなっていないわけ
でございますので、そういったところに高額な救急自動車を購入するという形が、自動車
販売会社1社だけが指名競争入札に入れたと、指名したと。このやり方というのが本当
にこれでいいのかということが私は問題だと思うんですよね。今回の大きな狙いは何か
というと、これは自動車を買うんですよ。備品はその次なのですから、まず自動車を買
うに当たってどうなんだというところで考えてみれば、これは競争相手のいない形で指
名競争入札をしてしまったというふうに捉えてはいけなんでしょうか。それについてお
願いします。

○議長（杉浦あきら君） 消防長。

○消防長（吉本智明君） 確かに議員がおっしゃるとおり自動車を購入するわけございま
すけれども、自動車の中に乗せる医療機器もセットで購入するという契約でございま
すので、ただ単に自動車を購入するだけのものではないため、このようなメンバーになっ
たと考えております。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） そうしますと、今回はトヨタの六名が落札をしましたと。それじゃ
あ、他社3社は中の備品ですね。装備品、その他は一体どこから今回はその車につける
ようになったのか。備品の購入についての会社名がわかりましたらお願いをします。

○議長（杉浦あきら君） 消防長。

○消防長（吉本智明君） 今回、救急自動車につきましては、今回の契約の中に既に医療機
器が入っております。後づけで乗せる医療機器もまた別途契約でやっているわけござ
いますけれども、中に乗せる医療機器については、別途の入札の中で株式会社名古屋医
理科商会在落札しているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） そうしますと、六名営業所が車を入れて、中野の内装については名
古屋医理科商会在入れたと、そういう段取りだろうと思いますが、小川ポンプと山佐産
工はどうなりましたか、お願いします。

○議長（杉浦あきら君） 消防長。

○消防長（吉本智明君） 小川ポンプ及び山佐につきましては、競争の中で残念ながら漏れ
たという解釈でおります。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） そうしますと、今回のこの救急車の購入は、まさに初めからトヨタ、
初めから六名ですね、車両は。しかも、中の内装品については、これはもう一緒に指名
競争に参加した名古屋医理科商会在ということに決まってくるわけですから、これはど
こに競争原理が働いたのかという部分についても一度説明をいただきたいと思いま
す。

○議長（杉浦あきら君） 消防長。

○消防長（吉本智明君） まず、この救急自動車を発注するに当たりまして指名業者の選定
作業があるわけでございますけれども、先ほど申しました幸田町の参加資格登録のある

業者の中で、医薬品医療機器法、この法律によって資格を有する業者、これに限られてまいりまして、その中での一社一社聞き取っていったわけでございますけれども、仮に発注をするとしたら納入は可能だと。そこら辺の確認をとった上での入札でございますので、特にこの仕様を示して応札してきたという部分ではしっかりとした入札が行われたと理解しております。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 先ほどの答弁の中で、車よりも内装品のほうを重点に置くとういうことになるよということをおっしゃっていただきましたけれども、仮にもし医理科商会のほうが落札をしたとすれば、医理科商会のほうが落札すると車はどこから彼は手に入れようとしたのかと。これは当然六名営業所ということによろしいのでしょうか、お願いします。

○議長（杉浦あきら君） 消防長。

○消防長（吉本智明君） これは、六名営業所に限ったことではないと理解しております。もう製造元のほうへ、愛知県内の会社でございますので別の営業所ということも可能かと思えます。一応救急車を製造する中では特殊な車種でございますので、年間の製造台数の枠等もメーカーのほうにあるように聞いておりますので、その販売枠のものが別のところから納入されても特に問題ないと考えております。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） そうしますと、最初に説明をいただいたのは、これはなぜトヨタかと、これはトヨタだよと、日産はペケ。なぜ六名かというのと、近いからと。そういうふうに幸田町は言っているわけですが、じゃあ、別にどこでもいいんだと。今、医理科商會がもし入札されたら、これは六名営業所じゃなくてもいいんだという答えでございますから、幸田町として指名競争を選ぶのに六名だけじゃなくてもいいわけですよ。周辺にまだありますよね、岡崎にもあるし、蒲郡にもある。ですから、なぜ幸田町は、だから同じディーラーの中から複数選ぶことができるわけですから選ばせればよかったじゃないですか。それが指名競争入札の意味かなと思うのですが、なぜしなかったのかについてお願いします。

○議長（杉浦あきら君） 消防長。

○消防長（吉本智明君） 幸田町が発注する部分につきまして、愛知トヨタのほうへ問い合わせますと、六名営業所が当社においては販売エリアだから六名営業所であるということでございますので、仮に私ども幸田町がほかの営業所を複数選んだとしても応札していただけないものと考えております。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 1点、補足をさせていただきます。

この特殊自動車は、こちらのほうの幸田町の業者登録の中に、愛知トヨタ自動車につきましては六名営業所さんのみ登録があるということで、ほかの営業所の登録はございませんので、今回の指名に当たりましては、ほかの営業所を指名することはできなかったという部分もございますので、よろしく申し上げます。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 救急車については前もお聞きしましたけれども、やはり初めから車

はどこ、販売店はどこ、附属品はどこと、そういう形が決まっていますよね。ほかに入りようがないと思います。入りようがないような指名競争のシステムをつくっておいて、そういう形でいつも執行されていくというのは、ほかの業者の入りようがないし、我々もほかと比べようがない。その部分が一番の弱点かなというふうに私は思っておりますので、この指名競争入札の本当はいいか悪いかという問題は随分議論されてきますが、指名競争入札の悪いところが出ているなど私は感じておりますので、これがなぜ指名競争入札になったのか、なぜ指名競争入札でなければいけなかったのか、そういったことについてお願いをします。

○議長（杉浦あきら君） 消防長。

○消防長（吉本智明君） 議員がおっしゃる部分はわからないでもないわけでございますけれども、じゃあ、1社の随契でいいのかというような部分もございまして。この救急自動車を設計していくに当たって、発注するに当たって、応札いただける業者がいるのであるならば、より競争原理が働くと私どもは解釈しますので、そうした形での複数社での入札が行われることがよりよいことではないかなと考えております。仮に誰も応札する見込みがない、うちでは無理ですわというような回答がほかの会社から来るようであるならば1社によるものになったかもしれませんけれども、今回においては4社に応じていただいたというところでございまして、それはそれで適正な入札行為が行われたものと解釈しております。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 今の答弁でよくわかりました。救急車については、これは業者のほうに優位である。町よりも業者のほうに優位であるということが理解できまして、町としては応札していただかないとこれは成り立たないと。応札していただかないと車は買えないと、こういうことなのかなというふうに今解釈をしましたが、やはりそのところは製造会社はほかにもあるわけですので、そういったことをちゃんと考えて、なぜ1社に絞り込むような形で指名競争入札を成立させようとしてきたかというところは反省していただきたいというふうに私は思っております。

以上です。

○議長（杉浦あきら君） 消防長。

○消防長（吉本智明君） 議員が御指摘の入札のあり方は重い問題だと受けとめております。こういった問題について、他の事例等を研究していきたいと考えております。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根久治君の質疑は終わりました。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午後 3時01分

再開 午後 3時11分

○議長（杉浦あきら君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今回の救急車に当たりましては、災害対応特殊救急自動車という

ことになっておりますけれども、以前にもありましたけれども、災害対応特殊救急自動車、この役割についてお尋ねしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 消防長。

○消防長（吉本智明君） まず、災害対応特殊救急自動車の役割についてでございます。まず、緊急援助隊というものがございまして、平成7年、阪神淡路大震災の教訓を踏まえて、大規模災害等において被災した都道府県内の消防力では対応が困難な場合につきまして、国家的観点から人命救助活動等を効果的かつ迅速に実施し得るように、全国の消防機関相互による援助体制を構築するために、平成7年6月に創設されました。これは、総務大臣が緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画を策定いたしまして、それに基づき消防庁長官が部隊を編成し登録しているものでございます。近年も熊本地震でありますとか、大きな震災また糸魚川の大火災もございましたけれども、そういった大規模な事案に対応するためにこの隊が編成されるわけでございますけれども、全国でいいますと5,658隊、今現状の29年4月1日現在の隊の登録があるわけございまして、そのうち救急小隊につきましては1,310隊の登録がございます。愛知県におきましては、緊急援助隊の隊の登録数につきましては267隊、そのうちの救急小隊というのが64隊ございます。そうした中で本町が登録するわけでございますけれども、先ほど申しましたような大災害が発生した場合に、その救急小隊として患者さんの搬送、応急手当等をしながら病院への搬送、そういったものをやること。それが災害対応特殊救急自動車の役割というものになるかと思っておりますけれども、平時においては高度救命施設を備えた通常の救急自動車ということになります。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この災害対応特殊救急自動車でございますけれども、前々から幸田町でもこの導入をされておまして、これで何台目かちょっと数はわかりませんが、救急車においては何台目であるんですか。それについてお聞きしたいと思います。また、県下の中では64隊ということですが、54市町村のうち、これが各市町で1台以上はこのように指定をしなければならないのか。それとも補助金の関係で、この災害対応になりますと補助率がアップするのか、その点についてもお尋ねしたいと思います。

次に、この装備品でございますけれども、この取付品及び附属品につきましては関係資料の18ページに載せてあるわけでございますが、若干装備については少ないような気がするわけでございますが、これがどうなっているのかということでもあります。中根議員の質問のときに、車両本体は愛知トヨタの六名営業所ということで落札をされておりますが、中における装備は名古屋医理科商会在落札をしているというようなことをたしか答弁をされましたが、これは装備品については500万円以下というか、金額が少ないということで議決案件にはならなかったということで理解をしたわけですが、その辺の装備についてはどのようになっているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 消防長。

○消防長（吉本智明君） まずは、救急自動車が災害対応特殊救急自動車として何台目かということでございますけれども、今現状の私どもの救急隊が3隊あるわけでございます。

て、その中の1隊が災害対応特殊救急自動車という隊に編成登録をしているところでございます。救急車自体は高度救命装置を備えた高規格の救急車で変わらないわけでございますけれども、隊の中に現状1隊あるということで、今回補助金を活用いたしまして新たに更新をさせていただくわけでございますけれども、更新して補助金をいただくことによって救急隊の登録が2隊になるということでございます。この消防庁よりいただきます緊急援助隊設備整備補助金というものがございまして、その中で自動車とそれからまた別途契約いたしました高度救命処置資材、こういったものが双方が補助対象となりまして補助をいただいているわけでございます。これによりまして、補助対象基準額に対して2分の1の補助をいただいているというところでございます。

それから、この救急車自体の契約の中にある附属品、メインストレッチャーを初めサブストレッチャー、酸素呼吸器、人工呼吸器だとか、こういった部分で少ないという部分については別途契約の名古屋医理科のほうから、自動体外式除細動器それから血中酸素飽和度測定器でありますとか、心電計でありますとか、創傷等保護用資機材でありますとか、その他の多々の救急医療機器についてが別途契約で車両に積載されるというようなところでございます。

あと何点かあった。

○議長（杉浦あきら君） 各市町村で1台登録していたものかどうか。

○消防長（吉本智明君） 済みません、聞き漏らしてしまいまして申しわけございません。

これにつきましては、特に各市町村で1台というわけではございません。登録してない市町村もありまして、また大きな都市部ですと複数台の登録があるというような形での愛知県内の登録状況でございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 別途の資機材につきましては、これは資料として出していただけるかということと、それから落札金額といえますか、金額はお幾らかということでお尋ねしたいと思います。

救急自動車につきましては、合わせて災害対応は2隊になるということでありますが、幸田町の現在の救急自動車につきましては3台でございます。1日平均3回以上、多いときには5回、6回というふうになるわけでありまして、そうしますと例えば大災害になったときに緊急援助隊として2隊を登録をしていると、これが数が足りないよということで、2隊行ってしまうと町内の救急搬送というのが間に合うかどうかというのはちょっと懸念されるわけですが、ただ単に登録をしながら補助金の活用ということならわけがわかるわけですが、その辺はどうなっているかということでもあります。

次に、高規格救急車ということで、高度医療機器を搭載するということでもあります、この救急車の装備品につきましては、今、救急救命士が乗るわけでもありますので高度医療というものも医師の診断を仰ぎながら遠隔操作でできる機材というのがあるわけですが、それによっていち早く対応して命を救うことができるということが言われておりまして、今回はそのような高度医療の設備を搭載することができるのかと。これは搬送する病院によって違うわけでありまして。病院がそのように備えておればそれが可能となるということでもあります、幸田町におきましては岡崎市民病院との三次医療、三次救急

ということで搬送するわけでありまして、そうした点におきまして、そうした高度医療の装備品というのはどのようになっているのか。また、これからそうした計画があるかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 消防長。

○消防長（吉本智明君） 先ほどの別途契約の部分で、どのような仕様でというような部分、それから落札金額についてという部分でございますけれども、資料につきましては、どのようなものが別途契約かという部分については資料を出させていただきたいと思いません。契約金額につきましては、2,052万円で先ほど申しました、ごめんなさい、間違えました。これは違います。

ちょっと別の答弁をさせていただきますけれども、緊急援助隊の登録状況の中で、救急小隊が2隊、幸田町が現在登録してあるという部分で、同時に出るとかそういったことがあるかというお問い合わせについては、現状救急小隊以外に消化小隊とそれから後方支援小隊というものを幸田町は登録をしてございます。それで、その中での優先順位といたしましては、後方支援小隊が愛知大隊が出るときにあっては最優先で幸田町は出るということになっていきますので、まずは後方支援小隊が出るというところでございます。続きまして、消化小隊は愛知県内順位でいきますと48番でありますとか、救急小隊は愛知県内の出動順位が50番という比較的下位の順位でございますので、幸田町のこういった救急小隊が出ることの可能性というのは若干低いのではないかなど。幸田町としては、こういった有用な補助金を活用してなるべく財政に負担をかけることなく高規格の救急車を入れるというようなことで取り組んでおります。

ちょっと済みません、戻りまして先ほどの名古屋医理科の落札金額でございますけれども、592万9,200円でございます。

続きまして、私どもは、救急車の中で救急救命士が各グループ4名体制で対応しております。この救急車には必ず救命士が乗り込むというような体制をとっております。そうした中で、当然救命士が医師の指示のもとに行うことのできる処置がございます。そういった部分について、今現状の高規格の救急自動車の運用の中でやらせていただいているところでございますけれども、一例を申しますと、腕にラインをとって点滴のチューブを挿入して薬液の注入を行う。または気管挿管、気道確保をするために口から喉に向けて器具を挿入したものをを行うとか、そういった医師の指示のもとにやる救急活動は現状も実施しているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山千代子君の質疑が終わりました。

以上で、第35号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第36号議案の質疑を行います。

2番、伊與田伸吾君の質疑を許します。

2番、伊與田君。

○2番（伊與田伸吾君） それでは、一般会計補正予算の第1号について、その中の歳出20款、15項、20目の児童福祉施設費についてお尋ねをしたいと思います。

この施設費の中で起債がありますが、本件につきましては児童館建設事業を地方創生拠点整備交付金の多世代交流施設整備事業に組みかえをするということで計上されてお

りますが、基本構想時につきましては、児童クラブ利用というものがありませんでした。そして、それらにつきましては地域関係者との協議により断念して、業務委託の工期も変更、そして今回繰越明許費繰越計算書をもって報告されておりました。業務内容の期間延伸であります。事業組みかえでもありますが、私は質問の中には業務の手戻りはないかということによって表記したわけですが、実質私が聞きたかった内容につきましては、基本構想時と比較して大きく児童クラブ自体も削除された中で、どう施設の関係が大きく変更しているのか。主な内容についてわかりましたら教えていただきたいというのが本旨でございますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○教育部長（志賀光浩君） 住民こども部長。

○住民こども部長（都築幹浩君） 議員の御質問の件についてでございます。今回補正にてお願ひをさせていただきますのは、補正前が児童館建設事業ということで、補正後につきましては多世代交流施設の整備事業ということでございます。児童館建設事業につきましては、昨年の5月からことしの3月の途中までという形で、基本構想時の児童館というものにつきましてはの基本設計それから実施設計の業務委託ということでお願ひをさせていただいております。この実施設計等を進めていく上で、地元の方々から御意見等をいろいろと頂戴をいたしまして、先ほど申されました児童クラブ、これにつきましては変更によりまして児童クラブは実施しないということになってございます。それから、建設に当たりましては、現地、豊坂地内ということになるわけでございますけれども、人が集まることによりまして交通安全それから地域での生活道、こういったものへのほかの地区からの方々の侵入、こういったものがいろいろと懸念をされまして、昨年の7月から11月までの5カ月間、実施設計のほうも中断をしております。こういったさまざまの変更を経まして、12月から再開をいたしました。

先ほどからおっしゃられます手戻りという部分に関しましては、この実施設計、基本設計の段階で当初の計画から中断後の計画におきましては、若干見直しということが加わっておりますので、そういった点におきましては、手戻りというようなことが言えるかもしれません。いろいろな組みかえを実施しまして、この8月31日までが契約期間となっております。その後につきましては、次の議会にてお願ひをさせていただきます。本契約に向けまして、計画を進めておるところでございます。

この実施設計等につきましては、この6月で計画が提出をされる予定でおりますので、それに基づきまして業務を進めてまいるという予定でございます。もう最終の予定でございますので、今後につきましては工事、年度末の完成目がけて進めるということで、今後につきましては、手戻り等があつてはならないというふうに認識をしております。

○議長（杉浦あきら君） 2番、伊與田君。

○2番（伊與田伸吾君） 今後の関係につきましては、やはり手戻りのないようにひとつお願ひしたいというふうに思つてますが、児童館建設につきましては、学区に1カ所というその中での今回の組替事業名称として取り組むということでございますが、今後も進めていく中において、その名称というのはそのまま使つていかれるものなのかどうか、ちょっとお尋ねしたいと思ひます。

○議長（杉浦あきら君） 住民こども部長。

○住民こども部長（都築幹浩君） 児童館の建設に当たりましては、現在、町内に3児童館がございます。中央学区におきましては、横落児童館、荻谷学区におきましては幸田児童館、それから、深溝学区につきましては深溝児童館と、以上の三つが既に建設をされております。

これまでの児童館建設構想におきましては、1学区に1児童館という建設の予定でございました。今回の交付金をいただいたということによりまして、児童館建設事業が多世代交流施設整備という形で名称を変更しておるわけでございます。したがって、児童館という意味を含めながら、多世代が交流する、交流できる施設ということで進めていくつもりでおります。

あくまでも土台といたしましては、児童館ということで考えておりますけれども、18歳までといったような年齢制限のない多世代が集い、交流できる施設として整備をしてまいりたいと考えております。

○議長（杉浦あきら君） 2番、伊與田君。

○2番（伊與田伸吾君） 児童館という名称はなくなっても、それに相当するような多世代交流施設の建設の中で考えていくという御答弁だったと思いますが、では、残る2学区、豊坂の関係が終わりますと、残り2学区になるわけですが、その2学区における整備年次というのはどのような見通しで考えられているか、お答えをいただきたいと思いますが。

○議長（杉浦あきら君） 住民こども部長。

○住民こども部長（都築幹浩君） 建設の年次計画ということでございます。今年度、平成29年度につきましては、豊坂小学区におきます児童館、多世代交流施設となるわけでございますけれども、建設をいたしまして、30年度当初から開館という予定でございます。残る2学区につきましては、幸田小学校区と坂崎小学校区という二つの小学校区になるわけでございますけれども、現在、公表されております実施計画の中では、平成31年度に幸田小学校区地内におきまして、用地選定の上、用地を購入させていただく予定でございます。続きまして、幸田町学校区内におきます建設が予定として進められる予定でございます。最後につきましては、坂崎小学校区ということで、土地の購入から建設までということで、こちらについては、年次までは確定しておりませんが、順次、進める予定でございます。

○議長（杉浦あきら君） 2番、伊與田君。

○2番（伊與田伸吾君） 他の2学区につきましても、当該施設につきましては、やはり必要なものであろうかと思っておりますので、ひとつ、建設につきましては意を配していただきたいと思ひ、質問は終わらせていただきます。

○議長（杉浦あきら君） 2番、伊與田伸吾君の質疑は終わりました。

次に、5番、水野千代子君の質疑を許します。

5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 今、答弁があった、質問があり、また答弁がございました。多世代交流施設整備事業についてお伺いをいたします。

今回は、国の地方創生拠点整備交付金5,000万円を活用してのハッピー・チャイ

ルド・ステーション多世代交流施設を整備するものですが、地元住民との話し合い、また、交付金の関係などで大幅に建設期間が延びております。

名称でいえば、当初はこの施設は、（仮称）豊坂児童館建設としてスタートした事業でございます。そして、次には、なめらかなまちづくりを目指した多世代交流型児童館整備事業となり、また今回は、第3子を産み、女性も活躍できる「ハッピー・チャイルド・ステーション」多世代交流施設整備事業となりました。内容も、放課後児童クラブの機能も本来は持つべきであったということでスタートいたしました。予定でしたが、それも変更になっております。当面の地元の子どもたちも楽しみにしていたということをお聞きをいたしております。それらの変更への経緯を簡潔にお聞かせを願いたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 住民こども部長。

○住民こども部長（都築幹浩君） 今回の名称変更等になりました経緯等ということでございます。平成28年、27年から建設に向けて動きがあったわけでございますけれども、28年に入りまして、5月ごろから地元住民の方々から御意見等を頂戴いたしました。それをいろいろと協議を重ねてまいりまして、昨年7月から11月まで、約5カ月間でございますけれども、基本設計実施計画の作成につきまして中断をさせていただきました。

その後、この中断に至りました中では、先ほども申し上げました児童クラブの機能を備えるということ、それから、地域への車等の進入、それから、子ども等が集まることにより交通安全への配慮ということ等がございまして、中断をさせていただいたわけでございますけれども、その後、建設に当たりましては、駐車場を若干変更するなりこちらからの御提言をさせていただきまして、12月から業務の再開をさせていただきました。あわせて、12月以降、地元の方々との意見交換会等をあわせて開催をさせていただきまして、3月までで完了予定の基本設計実施設計につきましては、この8月いっぱいまでということで、変更をさせていただきました。

それによりまして、当初の（仮称）豊坂児童館建設という形で計画等を進めさせていただきましたけれども、国の地方創生拠点整備交付金の採用を受けまして、この基本設計実施設計につきましては、名称がそのままでございますけれども、今後の建設におきましては、先ほどおっしゃられましたハッピー・チャイルド・ステーションという横文字といたしますか、片仮名を使いまして、多世代交流施設の整備事業という形に名称を変更させていただいております。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 今回の変更は、地元の方々の御意見、協議会等を重ねていただきながら、意見交換を重ねていただきながら、地元の関係を重視をいたしまして、車の関係、また、子どもたちの安全配慮ということも考慮して、若干延びましたよという、5カ月延びたよということでございます。

この施設からは、児童館という名前が完全に消えております。近隣住民や地元の子どもたちに親しまれるような名称、地元の人たちも児童館ができるんだということを当初から言われてたというふうに思うわけでございますが、それがなぜか突然、児童館が消

えてしまって、今言われたように、ハッピー・チャイルド・ステーション、これ言われても何のことだかわからないかなというふうに思いますし、また、横文字というのなかなか親しみがないのかなというふうに思いますし、また、多世代交流施設、これでは児童館の意味を含むと言われても、私、これでは児童館にはそぐわないのかなというのも一つは思うところがございます。とても覚えられないというのものもあるかというふうに思いますので、今後、この名称はどういう形で決定をされるのかということをお聞かせを願いたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 住民こども部長。

○住民こども部長（都築幹浩君） 今、議員のほうから申されましたハッピー・チャイルド・ステーション、こちらへの名称変更につきましてでございます。計画当初は、児童館ということで進めてまいりました。交付金を頂戴する都合もございまして、多世代交流施設ということで、児童館のみの建設ではなく、建設をされた施設におきまして、何かを創出する目的というものを持たせた施設ということで、多世代交流施設という形をとらせていただきました。

その段階では、横文字でございますが、ハッピー・チャイルド・ステーションという、これにつきましては、交付金の申請上の名称とお考えをいただいて構わないかと思いません。これからの建設事業におきましては、3月末までの完成ということで予定をさせていただいておるわけでございます。児童館につきましては、ゼロ歳児から18歳程度までの子どもが集まる場所ということでございますけれども、交付金の性質上といえますか、多世代という形を提言させていただいておりますので、児童館という名称ではまずいではなからうかということによりまして、今後でございますけれども、この名称につきましては、一般からの、当然、地元の要望も多く受け入れていきたいと思っておりますけれども、名称につきましては公募をさせていただこうというふうに考えております。

こちらにつきましては、まだ時期等は未定でございますけれども、3月に、4月からの開館を目指しまして、それに間に合うように広報、それからホームページ、こういった形で広く名称につきましては、いい愛称を募集してまいりたいというふうに考えております。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） ハッピー・チャイルド・ステーションという名前は、交付金をもらうための申請上の名称だよということで、これがそのままその建物の名称ではないということで、今言われたわけでございます。この施設は、何かを創出するという、この意味合いがあるということでございます。また、名称に関しましては、今後、公募をするということでございますが、やはり来年の4月にはもう開館をするわけでございますので、やはり早目に、早目の時期に公募をしていただきたいなというふうに思うわけでございます。

形としては、今言われた広報だとかホームページに募集をするということでございますので、これも期日をきちんと明確に示していただいて、きちんとスタートしていただきたいということでございます。

それから、5月22日の福祉産業建設委員協議会に図面が添付をされておりました。

昨年平成28年2月の福祉産業建設委員会の協議会にも、やはりこのときは児童館の建設基本構想の案ということで、子どもたちが広場で遊べるようにということで、ABCだったか123だったか、3案をそれぞれ屋外広場が確保されたような図面を出されたわけでございます。

今回は、新しい図面の添付を見させていただきますと、広場というのがしっかりと消えております。子どもたちは、本当にお天気のよい日は外で遊ぶことも必要であるかというふうに考えられますが、広場を確保されなかった経緯、これからでも広場の確保ができるかということをお聞きをしたいと思っております。

○議長（杉浦あきら君） 住民こども部長。

○住民こども部長（都築幹浩君） こちらの建設に当たります計画の中では、施設本体の建物、それから駐車場、それから子どもたちが遊べるような広場ということで計画をさせていただいております。これにつきましては、地元等からの御意見を頂戴いたしまして、駐車場を敷地内に確保させていただきました。それに伴いましてといいますか、それとあわせまして、児童クラブの併設もなくなった関係がございまして、敷地の中で計画を進めるに当たりますとは、広場という形がどうしてもとれませんが、子どもたちが遊べるお庭といいますか、そういったものを計画の中に入れさせていただいております。

これにつきましては、この施設内で親御さんが見えになりましたら、親御さんたちの目の届く範囲でのお庭という形で、大幅に計画を変更させていただいております。そういった形をとることによりまして、計画のほうは進めさせていただいております。

それから、今後、先ほど申されました名称等の募集につきましては、今の段階では何もない状態でございますので、少しずつでき上がりといいますか、こういったものが見えるころに速やかに募集をかけて、名称等の決定に運んでいきたいというふうに考えております。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 広場に関しましては、親御さんが目に入る中で広場を設けたいということですが、お庭ですね、お庭を設けたいということですが、ちょっと私が見る限りでは、お庭はどこにあるのかなというふうに思うところがございます。本当に、事業概要の中でも、地域で子どもを育てる土壌づくりであると記してあります。子どもたちの笑い声が響く施設であってほしいというふうには私は思っております。

この中で、駐車場も12台が確保されておりますが、その中の2台ぐらいは、やはり障害者用の駐車場を確保するのではないかなというふうに思います。すると、あと一般は10台が残るのでございます。この台数で果たして大丈夫かなということを懸念しております。どうしてかという、駐車場がなければ、どうしても隣の道に路駐をしてしまうという、こういう私は懸念をするわけでございますので、近隣住民には本当にこの駐車件では御迷惑のかからないように配慮していただきたいというふうに思っております。その辺について、ちょっとお考えがありましたらお聞かせを願いたいと思っております。

それから、今回の補助事業に交付金をいただいた中には、先ほど言われましたように

何かを創出する施設にするということでございます。この中にも、協議会に出された資料の中にも、女性の子育てと仕事の両立、ワークライフバランスの確保を支援というふうになっております。女性の起業による新たな雇用を創出云々とございますが、これについての詳細な内容をお聞かせを願いたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 住民こども部長。

○住民こども部長（都築幹浩君） まずは、駐車場に関してでございます。駐車場に関してでございますけれども、施設とは1本道を隔てた東側に職員の駐車場を確保させていただいております。それから、御来場されました方々への駐車場につきましては、12台ということで、身体障害者用のスペースを設けまして、残りが10台ぐらいということで、手狭かとは思いますが、地域の方々への御迷惑にならないように、最大限の配慮をさせていただこうと考えております。

それから、前回で申し上げましたお庭というところでございますけれども、施設と駐車場の間の部分でございますけれども、若干、縁側に沿った部分とお伝えすればわかりいただけるでしょうか。その部分がお庭と言われるような部分に該当しようかと思っております。

それから、今回の施設につきましては、多世代交流施設ということでございます。女性の方々への子育てと仕事の両立、先ほどおっしゃっていただきましたワークライフバランスということでございます。この中で、女性の方が何十人も集まって起業をしていくというようなことはないかと思うわけでございますけれども、起業をされようと思われる方を集めまして、その起業の一筋にでもなればということで、そういったセミナー、それから、児童館という名称だけではなく、広く多世代の方が交流をしていただけるような事業、こういったものを計画させていただこうというふうに考えております。

ただ、こういった起業なり多世代交流の事業につきましては、我々のこども課のみならず、役場の中の全庁的な担当課をお願いをしまして、企画をしていかないとまずいだろうというふうに考えております。今後につきましては、それぞれの担当課のお力をおかりしながら計画等をしてまいりたいと考えております。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 駐車場の件は、本当に住民の方々に御迷惑のかからないように配慮していただきたいと思っております。1回でも路駐がありますと、やはり本当にいい施設が無駄になってしまうような形になってもいけませんので、この辺については、配慮を願いたいと思っております。

それから、女性の起業のためのセミナーを行うということでございますが、やはり起業をするというのは、女性が起業を起こすというのは、本当に大変なことかなというふうに思いますので、やはりそういう専門的な相談に乗ってあげられるような人が必要ではないかなというふうに思うわけでございます。

この設計図を見ますと、集会所だとか地域活動室、研修室というふうにこれが設けられておりますが、これらの部屋で起業セミナーとか、また、児童館だとか、また、多世代の交流をさまざまな全庁的な企画で行っていくということでございますが、女性のための起業はわかりました。多世代の交流はどのように進めていくのかということと、あ

と、ほかの児童館、先ほども出ました三つの児童館の仕事と、今言った、ここで行われる、新しい施設で行われる内容とは、若干異なるのかなというふうに思いますので、事務所はどなたかが常駐されるのか、この施設の管理体制というのはどういうふうになっていくのかをお聞かせを願いたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 住民こども部長。

○住民こども部長（都築幹浩君） まずは、この施設におきます起業にかかわるセミナーですとか、多世代の交流事業ということでございます。起業につきましては、お子さんをお持ちの方々が、お子さんの手が離れるにしたがって、起業への道を一步步み出せるような形で起業といいますか、起業の志が開いていけるようになればというふうに考えております。

こちらにつきましては、当然、本庁で申し上げますと、企画政策課ですとか産業振興課ですとか、企業立地課ですとか、こういったところのお力をおかりして進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、多世代の交流ということでございますけれども、まずは地域の方々、お散歩がてらにお立ち寄りいただいて、ここで歓談といいますか、していただけるような形からスタートして、最終的には地域以外の方もお越しいただけるような形で、子どもだけに限らずに、多世代という形で交流がしていただければというふうに考えております。

それから、施設の管理体制ということでございますけれども、これまで建設が完了しております児童館につきましては、やはり児童館ということがございます。中に管理で入っておられる方も、児童館厚生員ということでございます。

今回、建設を進めてまいります多世代交流施設ということにつきましては、児童館という土台は持つておるわけでございますけれども、多世代の方が交流できる施設ということで、先ほど来申し上げておりますけれども、ベースといたしましては、児童館厚生員という職員を配置いたしまして、管理運営等をさせていこうというふうに考えております。その他、セミナー等があれば、必要な人材等をまたそこへ派遣するといいますか、呼んで実施をしてまいりたいというふうに考えております。あくまでも児童館ではございませんけれども、児童館厚生員という形で、児童館ベースという形で、人の配置を考えております。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 児童館という大きな名称を掲げなくても、中身的には児童館ということで、管理体制はほかの3館と同じような児童厚生員をベースとして置くということでございます。本当に、先ほどから出ております起業家によるアドバイス、こういう方は、やはりそのノウハウを持った、やはり相談員でないと私はできないのかなというふうに思いますので、確かにベースは児童厚生員かもしれませんが、やはりそこでも、やはりこういう起業に対するノウハウが少しはわかる、そういう人も私は必要ではないかなというふうに思っております。

それから、あと、他の3児童館と同じような管理をされるということで、今、受けとめたわけでございますが、他の児童館というのは、開館時間も朝の10時から午後5時となっております。また、正午から1時まではお昼休みとなっております。休館日もご

ございます。対象者はゼロ歳から18歳までとなっております。これは、年齢に対する対象者は今後考えるということでございますが、この開館時間云々というのは、どういう運営をされていくのかということをお聞かせを願いたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 住民こども部長。

○住民こども部長（都築幹浩君） まず、ここに配置をされます人員ということでございます。児童館厚生員を想定しておるということで申し上げさせていただきました。可能であれば、起業なり多世代交流ということに関して幾らかでも知識・経験等のある方、こういった方がうまく見つければ、そういった方を配置してまいりたいと考えております。

それから、開館時間、休館日等につきましては、恐らく同じような形になろうかと思っておりますけれども、開館時間等につきましては、この施設の目的といいますか、こういったものを考えながら、現在では10時から午後の5時までという予定、同一の予定でありますけれども、詳細はまだ未定ということでございますので、今後、決定をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 今後考えていくということでございます。ここは正午から1時まではお休みとなっておりますので、この辺についてもどういう形でやられるのかということをお考えを願いたいというふうに思います。

それから、今回の多世代交流施設は、自宅と職場、学校、保育園等の間をなめらかにつなぐ多世代交流施設整備を整備するというふうにございます。本当にほかの3館の児童館というのは、本町のホームページを見ると、児童館の関係する、そのように児童館はこの三つですよということが出てきます。その中には、開館時間だとか対象年齢だとか云々というのが出てまいります。今回、新しくなるこの多世代交流施設というのは、ホームページ上ではどこへ載せていくのかということでございます。他の3児童館と同じようなところへは、私はちょっと載せれないのかなというふうに思うわけですが、その辺についてのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

それから、多世代ですので、やはり子どもからお年寄りまでということですので、新しい施設というのは、お茶とか食事も可能ということで理解していいのかをお聞かせください。

○議長（杉浦あきら君） 住民こども部長。

○住民こども部長（都築幹浩君） 議員のおっしゃられましたホームページということでございます。この多世代交流施設ということで、現在考えておりますのは、児童館につきましても、「子育て」のカテゴリー内に「サポート・施設・交流」というところにあります「施設」の中に紹介をされております。

現在の段階では、同じようなところに、多世代交流施設という形になろうかと思っておりますけれども、児童館と並びのごとく掲示をさせていただこうということで考えております。

ただ、今後、この施設を特に見やすくですとか、そういったことを考えますと、若干ほかとの兼ね合いで構成等変えさせていただくことも考えないといけないというふうに思っておりますので、現段階では、同じところに並びで考えさせていただくということ

でおります。

それから、児童館におけます飲食ということでございます。

飲み物については、現在の状況ですと完全な制限ということは困難だというふうに認識をしております。

ただ、食べ物ということにつきましては、昼食時間等のこともございますので、飲食可能なスペースということで、エントランスに交流エントランスホール、こちらのほうにおきましては、飲食等ができるような形で想定をしております。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） ホームページの中では、児童館と同じような近いところで並べていくということでございますが、中身的なものは、やはり、全然違う施設になってしまうのかなというふうに思うわけでございますので、やはり、近いところに並べていくというのは、賛成なわけでございますが、しかし、きちんとした名称ができたときには、ここの名前、名称の施設は、こういう特色がある、こういうこともやっているよ、ああいうこともやっているよということ、きちんとした形で、住民の皆様には知らしていただけるような、そういうホームページをつくっていただきたいというふうに思っております。

明らかに、児童館というのは、別個の問題にはなってくるのではないかなというふうには思っておりますので、その辺もよろしくお願いをしたいと思っております。

それから、先ほどもございましたが、やはり、これから、この豊坂学区には児童館のベースを持つ施設ができるわけでございます。後は、幸田学区と坂崎学区が残っているわけでございます。これも、今、答弁がございましたように、実施計画の中で、平成31年には、幸田学区を予定されているということでございます。用地の購入と実施設計等も平成31年にはやっていかれるということでお聞きをいたしました。

本当に、2年程前の協議会の際にも出されました、児童館建設基本構想が示されております。その中には、幸田学区は4つの候補の土地が示されておりますし、また、坂崎のほうは、3つの土地の建設計画が出されているわけでございます。

これらもしっかりとした計画を持ちまして、31年というと後2年ありますが、あつという間の2年間でございますので、きちんとした用地を決定をしていただいて、近隣住民の周知とまた御理解をいただいて、交付金がどういうふうになるか全然わかりませんが、住民のためにより児童館をつくっていただきたいというふうに思うわけでございます。

先ほども言われましたように、坂崎のほうの学区は、年次は確定はできないけれども、順次やっていくということでございますが、しかし、平成29年度には豊坂ができるわけでございます。平成31年には、2年後には、幸田学区が一応予定をされております。次というのは、平成33年度ぐらいになるのではないかなというふうに思うわけでございますが、その辺のことについてもお聞かせを願いたいと思っております。

それから、現在の3館の児童館は、それぞれに創意工夫をされて、子どもたちが喜ぶような、興味がわくような、また、いきたいと思えるような遊びや運営をしていただいております。

今回の施設も子どもたちから高齢者まで喜んで、補助金の趣旨にあった施設となるように努力をしていただきたいことを願っております。

○議長（杉浦あきら君） 住民こども部長。

○住民こども部長（都築幹浩君） まずは、ホームページでございます。本町におきましても、町のホームページにつきましては、常日ごろから見やすい、わかりやすいホームページというものを心がけております。今回、新たに、多世代交流施設ということで加える予定ということになっておるわけでございますけれども、子育ての面からも、それから、子どもたちが集える場所ということからも、また、多世代が交流するということからも見つけやすくわかりやすいホームページとなりますように、心がけて作成に努めてまいりたいというふうに考えております。

それから、児童館基本構想におけます今後の計画ということでございますけれども、豊坂小学校区が、この平成29年度で完了をするわけでございます。実施計画の中にもございますように、平成31年度の幸田小学校区内に用地の購入をし、その次の年度になりましょうか、建設ということでございます。

その次につきましては、年次は申し上げられないということでお伝えをさせていただきましたけれども、世の中の経済状況等を考えまして、年次等は、私なんかの口から簡単に申し上げることはできませんので、次の年、また、その次の年ということで計画的には進めてまいりたいということで考えております。

あくまでも6学区に1施設ということで、計画におけますは、抜けないように進めてまいりたいと考えておりますのでよろしく願いをいたします。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野千代子君の質疑は終わりました。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午後 4時07分

再開 午後 4時17分

○議長（杉浦あきら君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そもそも財政調整基金とは、何ぞや。言ってみれば、あなたにとっては極めて使い勝手のいい基金だよね。だから、調整という名前がついている。

今回もそうですが、今までは、当初予算で財調を目いっぱい取り崩して帳尻合わせをしてきた。そして、町長の施政方針、あるいは、当初予算にかかわる考え方まで、財政は極めて厳しいということを強調して、仕事らしき仕事をせずということを正当化する。そして、早ければ9月議会、遅くとも12月、さらには3月の補正予算で取り崩しはべえだよと、取り崩しをやめた。それにとどまらず、さらに、基金を積み上げていく、まさにあなた方にとって極めて調整ができやすいということと同時に、住民に仕事らしきことをせず、住民に財政が厳しいよとって、仕事をせずを正当化するために使われてきた財調、そして、今回も、12億余りの当初繰り入れを3,200万円余りをやめだよと、こういうのがあります。

これに関連して、副町長は、2月7日のマスコミの取材に答えた。幸田町は、2月7日、総額一般会計の予算案を発表しましたと、法人町民税は、前年度当初比6億4,000万円減を見込んで、財政調整基金12億円余りを取り崩して対応すると、これは、一般の報道の内容と。

それに関連して、副町長は、ふるさと納税がなければ、財政調整基金が底をつくところだったと、納税の本来の趣旨とか言っておられないよと、つまり、納税がどうだとかこうだとか、あるいは、返礼品が多いの少ないのというよりも、ふるさと納税というありがたいものは、毒をくらわれば皿までもくらっていいじゃないかと、こういう認識と感覚だと、こういうことで、過日開かれたのは、5月8日だと思いますが、総務教育委員協議会のときに、この関係について、副町長は、ふるさと納税の問題については、こんなことをごちゃごちゃ言っておたって、ないものはないと、ないものは袖は振れないと、こんなことをやったら、財調が底をつくよと、こういう見解を述べられたことについて、あなたの本心はどこにあるのかということをお聞きしたときに、あなたはこういうふうにご答弁されましたか。

○議長（杉浦あきら君） 副町長。

○副町長（成瀬 敦君） 委員会のときに、伊藤議員からケツを割ったとかいうような、ちょっと私にとっては、異論したような言葉をいただいたので、私としては、今回の財政調整基金をなるべく崩さない範囲で、今回のふるさと納税制度の収入が大変あったということについては、今後の財政運営をしていく上で財源確保を図る上で大変有効なふるさと納税制度であるということをお申し上げたつもりでございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 時が経てば心情の変化もある、心情の変化もあれば言ったこともころっと変えると、こういうことですが、要は、私が申し上げているのは、新聞報道が、ふるさと納税がなければ、財政調整基金が底をつくところだったと、納税の本来の趣旨とかいっておられないところだったと、こういう報道について、あなたの見解を求めたものであります。

私に対して反論云々ではなくて、そういう報道について、あなたの本意はどこにあるのかということをお尋ねしたわけです。

○議長（杉浦あきら君） 副町長。

○副町長（成瀬 敦君） 何度も申し上げますけれども、今回のふるさと納税制度によって財政調整基金、平成29年度当初予算におきましては、12億6,000万円を予定しておるわけでございますけれども、少しでも今後の財政不安と申しますか、法人町民税等々、今までどおり十分確保できるものではございません。

そういった中で、なるべく財政調整基金は、将来の計画的な財政運営をしていくための貯金でございますので、なるべく温存していきたいということでございますけれども、今言いましたように、今のままでいきますと、本当になくなってしまふような状態もなきにしもあらずということで、その危機的な状況について、新聞報道等で述べたということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 副町長が、きのう、きょう、初めて公務員になり、そして、初めて副町長という職についたということであれば、百歩譲ってあなたの言い分もそうでしょうと、しかし、職員を長く勤めて、そして副町長も今2期目ですよ。そんな理屈が成り立つか。

結局、あなたの言っているように、財政調整基金は、温存をしたいよと、温存をしたい、だから、ふるさと納税の趣旨がどうだこうだということよりも、財政調整基金が底をついては大変だから、いただけるものなら何でもいただいていきますよと、毒を食らえば皿までもと、こういう感覚でものを言われたのでしょ、取材に応じたのでしょということをお尋ねしているのです。

○議長（杉浦あきら君） 副町長。

○副町長（成瀬 敦君） ふるさと納税につきましては、今、言ったように、何でもいただいたということになりますけれども、結果的には、私どもはふるさと納税の制度をうまく生かすために、返礼品等を一生懸命考えた結果、このような収入に至ったということでございます。

それが結果的に財政調整基金の取り崩しを防いでおるということについて、私としては、何でもいいということではなくて、大変、ありがたい制度をうまく活用できたという解釈でお願いしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 要は、私の言ったことをまともに受けないよと。私は、要は、ふるさと納税でいただいたものだよというあなたも温存をしたいと、何を温存するのかといたら財調を温存したい。

財調を温存するために、ふるさと納税についてはいただけるものだったら、ありがたくいただきますよという感覚。先ほど、冒頭に申し上げたとおり、幸田町の財政運営は、どういう運営をしているのかといたら、当初予算で財政が厳しいと言って、財調のほぼ全額を取り崩して、財政が厳しいよということを強調して、仕事らしき仕事をせず正当化してきたでしょ。

そして、12月の補正、3月の補正で、取り崩しは全額やめて、さらにその上に積み増していく、こういう運営をしていると、そういうものが実態でありながら、新聞の報道については、財調が底をつく、これは、余りにも知らない人はああそうだろうかと、しかし、行政に携わる私どもからすれば、あなた方の信念でどこにあるのかと、わかりやすく言えば、仕事せんでもいいように、財政調整基金を取り崩す、財政が厳しいと、いただけるものなら何でもいただいて、ふるさと納税だと、そして、財政調整基金に積み立てていく、残ったものは何なのか、町民に財政が厳しいから仕事しないよと、こういう印象づけのためしか使われていないでしょ。そういう報道の内容ではないでしょうかということなのです。

○議長（杉浦あきら君） 副町長。

○副町長（成瀬 敦君） 今後も財政調整基金をなるべく温存して、今後、歳出がいろんな形でいろんな負担が伴うということは、当然、予想されるところでございます。法人町民税等、大幅な減収等にも備えまして、やはり、底をつくという表現が少し過激であっ

たかもしれませんけれども、一定の財政調整基金を保ちたいと、その財政調整基金の中身そのものを借り入れた資金が一部構成されているということを含めると、やはり、危機的状況にあるということを示したものであるということ御理解をいただきたいと思えます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 堂々巡りをしても始まらないということで、要は、私が申し上げたいのは、町民に対して仕事をせずということを正当化するために、財政調整基金の取り崩しをいい、そしてまた、ふるさと納税の関係も取り入れて財政調整基金をさらに積み増していきますよということなのです。

町長の施政方針でいけば、先の見通しは極めて厳しい、先の見通しを楽観的に述べる人なんか例えおったとしても言わない、そういう立場なのだから。

先の見通しが本当にきちんと見通せる人なんていうのは、私はいないと、それをどうやってうまく正当化するかというところに知恵を働かせているということだけ申し上げて次に移ります。

3月定例会最終日に、議案の誤りが指摘をされて、そして、町長が逆切れ、逆上して道路認定廃止の議案を撤回をされました。その後、5月2日に臨時議会がございました。その臨時議会に撤回をした議案を再提出をされた。

そのときに、町長は、情けないと、こういう発言をされております。この情けないというとならば、大ざっぱに言って2通りあるわけです。

町長自身が、俺は情けないなというのを本心から言ったかどうかという、そういう自分自身にとってそうなのか、それとも、俺をまた陥れやがって、職員は情けないなとそういう情けないのもある。

一蓮托生で、俺も情けないけれども職員も情けないなど、また、消防のほうがつまらないことで1,000万円やらないといけないところを、100万円しか当初予算に組んでいないもので、6月議会で900万円補正しないとなど、ああ情けないなど、いろんな情けない事例が幾らでも出てきている。

その大もとは何だとあなたは思いますか。

情けない事例がどんどん出てくる。恐らく、また、年度内では出てくるのではないかとすることに思うわけで、その情けないという意味合いは、私は理解できない。きちんと解明していただきたい。

○議長（杉浦あきら君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） まず、1つ目に、先ほどの副町長の関連でございますけれども、町民に仕事せず、そういうことを常におっしゃるわけでありましてけれども、何がもって伊藤議員に対して仕事をすることなのか、その財調のもっと減らしてどんどんやれと、赤字になるほどやれと言われるのが、あなたの仕事をやれということだというふうに、私は、逆に考えてしまうわけでありましてけれども、この新年度におきましても、11億4,000万円、新たな新規の事業を取り上げてやっております。

町民にその箱物がやらないと仕事をしていないという方もある程度いるわけでありましてけれども、私はそのつもりはなくて、町民に一番接している部分のものを、仕事をし

ているわけでございます。

それが、11億何千万円もお金を出しているのに、それが言われることは、はなはだ遺憾だなというふうに思っております。

副町長が先ほど申し上げたように、税収が落ちている中において、ふるさと納税に大変助けていただいているというそういう意思の話をしたというふうに思っております。

それは、今後におきましても、町内にある企業、農業、全てそういうものを皆さんで挙げて、この幸田町が持続可能なまちであり続けるための予算というものを、さらにふやしていきたいと、そういうつもりでございます。

それを、私ども職員も全体は、承知をしているところだというふうに思っております。

次にまいりまして、私に対する臨時会の情けなさ等々、私も何でこんなことになってしまったのかというのは、私自身の不徳のいたすところだというふうに思っております。職員のやられました事業、いろんな失敗につきましては、最終的に私が全部責任を負うわけでございます。私に対する問題が、そういうふうに職員からもしあがって失敗をさせるような状態であるならば、それは、私自身がしっかりと責任をとらないといけないというふうに思っております。

今後においても、職員は十分に承知していただいて、失敗のないようにさらに進めていただくことを、先回も部長会議、部課長連絡会におきましてもいろいろ話をさせていただいております。

それから、職責に応じて、それぞれの責任もとっていただきました。最終責任は私にとるわけでありますけれども、その管理職としての対応は十分にとっていただいておりますので、士気はさらにそれをもってさらに下がるようなことはなくて新たにしっかりと受けとめて対応されるというふうに思っておりますのでよろしくお願ひします。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） あなたはすぐ何かを言うと、極論を対比するわけだ。赤字になってもいいのかと、そういう形で物事を曖昧にして、自分のいった問題については触れさせないと、大体、あなたの手の内というのはそういうものです。こういうことなのです。誰が赤字にしてみい。

要は、申し上げたとおり当初予算で、当初予算と年度末の乖離が余りにも多き過ぎるではないかと、そのことを理由にして、当初予算では財政が厳しいと、厳しいから住民の願いには十分な答えはしていないじゃないかと、こういうことなのです。詳しい内容については、次の定例会、9月議会が、近いところは決算の、これは、言い逃れもできない状況もきちんとしている、そこら辺で、今は時間の制限があるので、徹底的に私はあなたの言われた内容はやっていきたいということです。

それと、もう一つは、今の町長の話をお聞きすると、情けないというのは、自分自身もそうだし、俺をカバーしてくれなかったと、職員がサポートせん、サポートせん職員は情けないと、そこから導き出せれる総体的なものは、今の須賀町政、緊張感という言葉が全くない。緊張感全くなしと、そして、あるものは新しい風だと、新しい風という名の古くて風通しの悪い風でしかない、こういうことなのです。職員のみんなが、新しい風だというけれども、どこら辺が新しいのだと、逆に聞かれました。ということは、

町長が幾ら新しい風だといっても、その風はよどんで風がさいているよと、その一つの例としては、先ほど申し上げたように、今の大須賀町政にとって緊張感という字は、辞書にはあってもあなたの中にはないということだけ申し上げておきます。

○議長（杉浦あきら君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） いろいろあだこうだとおっしゃるので、それはそれとして受けとめておきますけれども、緊張感をなくしたらこの4万780、このまちを動かしていくわけにはいきません。

そんないろんな意見が、新しい風だとかと、私が申し上げたことはないし、緊張感からいろんなことをおっしゃるわけですけれども、私は、常に身をこなしてといいますか、一生懸命町のためになるようにということと動いております。

それでそういうことをおっしゃるということは、どこを見てらっしゃるのかなというふうに思いますけれども、私は、さらに、幸田町がこの西三河9市1町、ただ一つのまちでありますけれども、もうじき4万1,000になるでしょう。その4万1,000になるのは、私の力だとは思っておりません。これは、先人たちの力のおかげにもって人がどんどん入ってきていただける、このまちをさらに安定したまちにするためには、財調についてもある程度のお金を蓄えながら、大きな企業の動きによって税収が落ち込んで、今までの福祉の水準を落とすことのないように、さらに深く考えながら、私のスタッフの連中は、一生懸命やってくれています。私自身だけではなくて、部長、課長が一生懸命になって新しいスタッフが連携を組んでやってくれておりますので、幸田町は、マイナーにならないように、さらに進めてまいりたいと思いますのでよろしく願いをいたします。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 別にあなたに財調の機能を言っていたかなくても結構です。私はそれなりにわかっている。

ただ、あなた、一番気になるのは、新しい風、私はそんなことは知らない、知らないといいいながら管理職会議の中であなたは何と言った。今回の人事異動について、全くわからないと、何を考えているのかというのが、職員の多くの中から声が出てきていて、あなたはそれを耳にして、今度の人事異動は、新しい風だと、こういうことを言ったというふうに私は聞いている。

じゃあ、新しい風とは何だと職員に聞いたら、私たちが教えてほしいよと、こういうのが返って来ているということなのです。

だから、結局、あなた自身が都合の悪いことを言った、言わないという形の中で、物事を曖昧にして極論に走っていく、だから、自分かけられた問題について、正面から向き合ってどうしようかという感覚がない、どうやってうまく相手をへこまして自分がいやと行ってそっくり返る、こういうことばかり知恵を出しているということ、詳しく事は、また、9月議会に。

○議長（杉浦あきら君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） これは、重大な発言がきました。私どもの職員の課長、部課長会議の中から出てきたという重大な発言を聞きました。それは、とんでもない話でござい

まして、部課長の中、秘密会議の部分もあります。それが、今、伊藤さんがおっしゃるような形で出ているとするならば、これは大きな問題でございます。十分に私は調査して、そういう管理職がいるということ自体があったら、それは大変なことであります。

今の状況ですと、私は、管理職を信頼しております。そんな管理職がもしいるようでしたら、多分、自分でやめていくだろうというふうに思います。

私は、管理職を十分理解しているつもりであります。

大きな声は出しますけれども、腹はないです。彼らが一生懸命やれるように、幸田のためにしっかりやれるように力を尽くしていく、これが私の信念でありますから、今のような内容の発言は、非常に私は聞きにくい。

以上でございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第36号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結します。

ここで、委員会付託についてお諮りします。

ただいま、一括議題となっております第32号議案から第36号議案までの5件は、会議規則第39条の規定により、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託をします。

各常任委員長は、ただいま付託しました議案の審査結果を来たる6月22日までにとりまとめ、6月23日の本会議で報告を願います。

委員会の会場は、お手元に配付のとおりですのでよろしくお願いいたします。

ここで、日程変更についてお諮りいたします。

お手元に配付の会期日程では、6月14日は本会議となっておりますが、質疑は本日で全て終了しました。よって、6月14日の本会議は、休会といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（杉浦あきら君） 異議なしと認めます。

よって、6月14日の本会議は休会とすることに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は終わりました。

本日は、これにて散会といたします。

次回は、6月23日金曜日、午前9時から会議を再開いたしますのでよろしくお願いいたします。

大変長時間御苦勞さまでした。

散会 午後 4時42分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成29年 6月12日

議 長

議 員

議 員